

令和5年度林野庁補助事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業のうち

事業者による合法性確認能力強化、消費者等への普及啓発

令和5年度
事業者による合法性確認能力強化、
消費者等への普及啓発
報告書

令和6年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、令和5年度「事業者による合法性確認能力強化、消費者等への普及啓発」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため、平成18年度から木材関係団体等の協力も得ながら「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできた。林野庁が平成18年に定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、現在では全国149の認定団体から認定を受けた約12,000の事業者が合法木材を供給している。さらに、この取組が始まってから10年後の平成28年5月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が成立し、合法木材を取り巻く環境も大きな転機を迎えることとなった。

この法律の中で、新たに登録制度がつくられ、現在全国で600を超える事業者がすでに登録している。この事業では、クリーンウッド法で求められる合法性確認の重要性やその手法についての研修を行った。また、この法律を適切に運用していくためには、合法伐採木材を使うことの意義を木材関連事業者のみならず、広く一般の消費者にも正しく理解してもらい、合法伐採木材の需要を高めていくことが重要になってくる。今年度の事業では、全国及び地方で合法伐採木材利用促進のための協議会（一部は意見交換会）を開催して普及のための検討を行うとともに、木材関連事業者、消費者向けの普及啓発を実施した。

本報告書が合法伐採木材の一層の利用促進が進むとともにクリーンウッド法に基づく合法性確認の能力の向上、クリーンウッド法の理解・普及並びに合法伐採木材の一層の利用の促進のための一助になれば幸いである。

令和6年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

**令和5年度「クリーンウッド」普及促進事業のうち
事業者による合法性確認能力強化、消費者等への普及啓発
報告書 目次**

はじめに

第1章 概要

1 事業の骨子	1
2 取り組みの成果と報告書の構成	1
(年間スケジュール)	4

第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要	7
2 令和4年度における合法木材の取扱実績	7

第3章 検討委員会の開催

検討委員会の開催	9
----------	---

第4章 合法性確認能力強化のための研修の実施

1 専門家派遣等による合法性確認研修	17
2 認定団体が独自に実施した合法性確認研修	18

第5章 全国レベル及び都道府県レベルの協議会（意見交換会）の開催

1 合法伐採木材利用促進全国協議会の開催	
(1) 開催概要	23
(2) 開催結果報告	23
2 都道府県レベルの協議会（地方協議会、意見交換会）の開催	
(1) 開催概要	28
(2) 開催結果報告	28

第6章 全国レベル及び都道府県レベルの合法伐採木材等の普及啓発

1 全国レベルの普及啓発	
(1) ウッドワンダーランド 2023 への出展	33
(2) Japan Home & Building Show 2023 への出展	33
(3) WOOD コレクション「モクコレ」2024 への出展	34

2	都道府県レベルの普及啓発	
	(1) 普及セミナーの開催	36
	(2) イベント出展等による普及啓発	38

第7章 コンテンツを活用した情報発信

	SNS等を活用した情報発信	41
--	---------------	----

巻末資料

1	検討委員会（第1回、第3回）での林野庁説明資料	45
2	クリーンウッド法合法性確認研修、普及セミナーでの説明資料	55
3	合法伐採木材利用促進全国協議会での林野庁説明資料	81
4	地方協議会での説明資料（抜粋）	91

第1章 概要

1 事業の骨子

2006（平成18）年に林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下、GL という）に基づき合法証明がなされた木材・木材製品（以下、「合法木材」という）の供給体制は、2024（令和6）年2月末で約12,000社となり全国各地でその体制が整っている。合法木材は、グリーン購入法に基づく公共調達の対象となっているのみならず、一般住宅についても、建築施工や木材製品の製造に係る幅広い関係者に普及拡大している。

また、2017（平成29）年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行され、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材、木材製品について、その合法性を確認することが求められることとなった。さらに、2023年5月には、この法律の改正法が公布されたところである。

このような状況の中、クリーンウッド法（以下、「CW法」という）に基づき合法性を確認する方法、手法を紹介し合法性確認能力を強化し、合法的に伐採された木材（以下、「合法伐採木材」という）の利用を促進するため、今年度はこの事業の中で、①研修を効果的に進めていくための助言等を行う検討委員会の開催、②地方におけるCW法合法性確認研修の開催、③全国及び都道府県レベルの協議会（意見交換会）の開催、④全国及び都道府県レベルの普及啓発を行った。

2 取り組みの成果と報告書の構成

（1）合法性が証明された木材の供給体制の状況（第2章）

2006（平成18）年度から取り組みを始めた合法木材の供給システムでは、2023（令和5）年度末時点で149の業界団体によって認定された業界団体認定合法木材供給事業者の数は約12,000事業者となり、合法木材の供給体制に関しては全国で合法木材供給体制が整備されている。

また、合法木材の取扱い実績も毎年増加傾向にある。これからは、CW法に基づき合法伐採木材の利用を進めていくためにも、引き続きGLに基づいた合法証明書を適切に発行していくことが求められる。

（2）検討委員会の開催（第3章）

事業を効率的・効果的に実施し、効果的な研修を行うために、学識経験者・

環境 NGO 等の委員から構成される検討委員会を設置し、様々な方面からのご意見をうかがい検討する会議を年度内に 3 回開催した。

(3) 合法性確認能力強化のため研修の実施 (第 4 章)

都道府県木連等の GL に基づく合法木材供給事業者の認定団体が開催し、林野庁、登録実施機関、全木連等の専門家を講師として、CW 法で求められる合法性確認の能力強化のための研修を実施した。(一部では、都道府県木連等の担当者が説明)

(4) 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催 (第 5 章)

ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体等、登録実施機関、クリーンウッド法に関する海外調査事業実施団体等による、合法伐採木材利用促進全国協議会を年度内に 1 回 (11 月) 開催した。

また、全国協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を進めるための認定団体等からの出席者から構成される地方協議会(意見交換会)を、全国 14 か所(北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、山梨県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、京都府、長崎県、熊本県、鹿児島県)で開催した。

(5) 全国レベル及び都道府県レベルの合法伐採木材等の普及啓発 (第 6 章)

事業者及び一般消費者に広く合法伐採木材の普及を行い、クリーンウッド法の周知を進めて合法伐採木材の利用促進を図るため全国レベルの展示会に出展して普及啓発を実施した。

(ア) ウッドワンダーランド 2023

2023 (令和 5) 年 10 月 5 日 (木) ~ 8 日 (日) ポートメッセなごや
(名古屋市港区)

(イ) Japan Home & Building Show 2023

2023 (令和 5) 年 11 月 15 日 (水) ~ 17 日 (金) 東京ビッグサイト
(東京都江東区)

(ウ) WOOD コレクション「モクコレ」2024

2024 (令和 6) 年 1 月 11 日 (木) ~ 12 日 (金) 東京ビッグサイト
(東京都江東区)

また、全国協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を進めるための普及啓発(普及セミナーの開催、イベント等への参加等)を実施した。普及セミナーについては、地方協議会を開催した 14 の道府県

のうち 11 道県（北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、山梨県、富山県、石川県、福井県、長崎県、熊本県、鹿児島県）で開催した。

（6）コンテンツを活用した情報発信（第 7 章）

過年度に作成したコンテンツ（動画、キャラクター等）を活用し、SNS 等を使用した情報発信を行った。また、一部の都道府県レベルの協議会では、普及啓発において、これらコンテンツを使った情報発信を行った。

令和5年度事業者による合法性確認能力強化 <年間スケジュール>

	検討委員会の開催	合法性確認能力強化のための研修	
2023年(令和5年)4月			
5月			
6月			
7月	20日 検討委員会(第1回)		
8月	29日 検討委員会(第2回)	1日 日本木材輸入協会	
9月		27日 兵庫県	
10月		静岡県(3カ所)	
11月		8日 福岡県、8日 宮崎県、10日 全日本木材市場連盟(都内)、14日 全国木材市売買方組合連盟(大阪市内)、22日 山形県、24日 愛知県、28日 滋賀県、11月～12月 群馬県(3カ所)	
12月		5日 青森県、8日 新潟県(Web)、14日 徳島県	
2024年(令和6年)1月		17日 岩手県	
2月		26日 奈良県	
3月	5日 検討委員会(第3回)	6日 日本合板工業組合連合会(Web)	

令和5年度協議会による普及啓発 <年間スケジュール>

	全国レベルの協議会の開催	都道府県レベルの協議会(意見交換会)の開催	全国レベルの展示会での普及啓発	都道府県レベルの普及啓発	SNS等を活用した情報発信
2023年(令和5年)4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月		21日 長崎県		イベント等の普及啓発	21日 普及セミナー(長崎県)
10月			5~8日 ウッドワンダーランド2023		
11月	6日 全国協議会	27日 福井県、29日 石川県	15~17日 Japan Home & Building Show 2023		27日 普及セミナー(福井県)、29日 普及セミナー(石川県)
12月		4日 宮城県、12日 熊本県、15日 鹿児島県、19日 京都府、20日 北海道、22日 三重県			4日 普及セミナー(宮城県)、12日 普及セミナー(熊本県)、15日 普及セミナー(鹿児島県)
2024年(令和6年)1月		22日 山梨県、23日 栃木県	11~12日 WOODコレクション「モクコレ」2024		17日 普及セミナー(北海道①)、23日 普及セミナー(栃木県)
2月		2日 富山県、6日 岐阜県(Web、意見交換会)			2日 普及セミナー(北海道②、富山県)、15日 普及セミナー(山梨県)、28日 普及セミナー(埼玉県)
3月					情報発信

第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要

ガイドラインに基づいた合法木材供給事業者の認定団体数及び認定事業者数は下表のとおりで、令和6年2月末現在では、認定団体数が149（昨年149）、認定事業者数が約12,098（昨年約12,042）となっている。

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

令和6年2月末日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	25	1,763
地方団体	124	10,335
計	149	12,098

（注）林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月林野庁）」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

2 令和4年度における合法木材の取扱実績

林野庁ガイドラインに基づいた令和4年度における合法木材の取扱実績を次ページの表に取りまとめた。令和4年度は、合法木材証明システムが始まって17年目に当たり、その間の合法木材の取扱実績は年々増加の傾向にある。

例えば、素材生産のうち合法木材の量は、平成18年度の実績では906千 m^3 であったのに対し、16,309千 m^3 となり18.0倍になっている。同じく素材流通業者の取り扱った合法木材は951千 m^3 に対し17,075千 m^3 の18.0倍となっている。また、取扱量の総数に占める合法木材の比率についても、素材生産では40%から86%に増加（前年度は83%）、素材流通では16%から78%と前年度比で微増となり合法木材の供給は引き続き伸びている。（なお、素材流通（輸入）に関しては、前年度（令和3年度）の43%から45%に増加している。）

また、取扱実績を報告する認定団体及び認定事業者の数については、18年度では、認定団体数 61、認定事業者数 2,267 であったのに対し、団体数では約 2.0 倍の 120 団体に、認定事業者数では約 4.5 倍の 10,191 社で、着実に増加している。

**令和 4 年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱
実績（報告期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）**

業 種		木材・木製品 の取扱量 (総数)	うち、合法 性が証明さ れたもの	割 合	認 定 事業者数
		A	B	A/B	
		千 m ³	千 m ³		
素材生産	(国 内)	18,908	16,309	0.86	3,121
素材流通	(国内注)	21,958	17,075	0.78	567
木材加工	(国内注)	31,354	21,993	0.70	3,127
木材流通	(国内注)	22,112	9,294	0.42	3,162
その他	(国内注)	634	611	0.96	131
素材流通	(輸 入)	688	313	0.45	15
木材流通	(輸 入)	4,384	987	0.23	68

- (注) 1 全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した 120 認定団体
10,191 認定事業者の数値を集計したものである。(令和 5 年 12 月調査)
- 2 国内注：国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

第3章 検討委員会の開催

本事業を効果的・効率的に実施し、研修を効果的なものにするため、学識経験者、環境 NGO 等からなる検討委員会を設置して会議を3回開催した。

第1回検討委員会：2023年（令和5年）7月20日（木）

第2回検討委員会：2023年（令和5年）8月29日（火）

第3回検討委員会：2024年（令和6年）3月5日（火）

検討委員会の委員メンバーと各回の委員会での討議内容は以下のとおりである。

■ 運営委員会委員

（五十音順、敬称略）

清水 俊二	（公財）日本住宅・木材技術センター（主席研究員）
立花 敏	筑波大学（准教授）
二宮 孝義	日本合板商業組合（常務理事兼事務局長）
三柴 淳一	国際環境 NGO FoE Japan（理事）
横山 潤	（公財）日本合板検査会（総務部総務課総務係長）

■ オブザーバー

【登録実施機関】（一財）日本ガス機器検査協会、（一財）日本森林技術協会、（一財）建材試験センター、（一社）北海道林産物検査会

【関係省庁】林野庁

■ 会議の結果概要

第1回検討委員会

1. 日時：2023（令和5）年7月20日（木）15:30～17:10

2. 場所：全木連会議室（東京都千代田区永田町）

※オブザーバーはオンラインで出席した。

3. 議事要旨：

① クリーンウッド（CW）法の現状について

林野庁より、資料（CW法の改正について）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

○法律改正で小売事業者も木材関連事業者に入ることになるが、対象となる事業者の数はどれぐらいになると見込んでいるのか。また、小売事業者のなかで関心を持っている会社はあるのか。

→ (林野庁) 細かい数字は出していないが、対象となるのは、おおよそ 10 万社程度ではないかと考えている。ホームセンター、DIY 業界あたりから関心が広がっていくのではないかと。

○関連して、DIY や大手の小売事業者も対象としているとあったが、対象品目が変わる予定は？

→ (林野庁) 木材以外の対象物品については、経産省が検討しているが、変わるとすれば対象が広がる方になる。ある業界からは、対象を広げるよう要望があったとも聞いている。業界団体の声も聴きながら検討していきたい。川下、特に工務店・大工は、ホームセンターから材料を調達することが増えており、そのあたりにも周知を図る必要がある。

② 本年度事業の内容と進め方について

事務局より、資料（事業の概要）、資料（研修及び地方協議会・普及啓発の実施計画整理表）について説明があった。

[主な質疑・意見]

○建築・建設関連事業者の関心・意識向上が重要で、そうしたところへの告知が必要。国の政策は非住宅分野へ重点が移っているが、一般住宅の建築においては、中小工務店がその半分以上を作っている。より川下まで掘り下げる必要がある。国交省との連携も必要。

→ (林野庁) 今考えているのは、年明け以降に実施する改正法周知のための全国キャラバンを国交省と連携してやっていきたいということ。CW 法の話だけでなく、予算の話もセットでできないか検討中。デベロッパーへの周知・訴求も重要と考える。何かいいアイデアがあればご提供いただきたい。また、大手のハウスメーカーも PR に関心を示している。

→ (全木連) この事業では、工務店向けに研修をすることは考えていないが、当会で実施している JAS 構造材利用推進の事業で、大工・工務店が事業の助成対象となっており、助成の条件に合法伐採木材を使うことを条件にしている。また、県木連で実施している JAS 構造材利用促進の普及活動の中で、CW 法についても勉強してもらう場を設けている。木造建築の推進と合わせて合法伐採木材の利用促進にもつなげていきたい。

○CW 法はそもそも違法伐採対策。大前提として法令順守が重要、ということを強調してもらいたい。事業者には法令順守の意識付けをしてもらうことが必要。

○研修では、合法性確認のツールの紹介とあるが、紹介だけでなく実際に受講者にツールを使ってもらう作業を研修の中でやってはどうか。座学だけではどうしても身につかない。

→ (林野庁) チェックリストは是非実際に使ってみて欲しい。事業者にも実際に使

ってみてもらい、その中から改善点・疑問点などを提案してもらえるとありがたい。

③ 研修資料の作成について

事務局より、資料（研修構成案）、資料（研修資料案）についての説明があった。

[主な質疑・意見]

- ①海外の動きで EUDR に触れていたのは良い。②法律改正の説明が最後にきていたが、現行法の該当部分で触れてはどうか。③スライド（改正法の説明）の中で、改正に当たって、「ガイドラインとの違いを整理…」とあるが、受講者は整理した結果を知りたい。また、「一定規模以上の事業者に報告を求める」というところで、一定規模とは？という疑問にも答えを示せるようにしておく必要がある。
- （林野庁）CW ナビの Q&A や、先日の説明会での Q&A（これも CW ナビに掲載されている）を参照してほしい。今後も法施行に向けて政省令が新たに出てくるので、適宜情報を更新して研修内容に反映してほしい。
- 義務、規制、罰則…という話ばかりでは聞いている方は前向きになれないのではないか。対策をとることのメリット、いい面についても触れたほうが良い。森林への社会的な関心の高まりと ESG 投資等の森林投資への注目といったポジティブな話題を研修のはじめのほうに入れてはどうか。
- 認定事業者が多く受講しているようだが、そういう人はガイドラインや合法木材の話は良く知っているので、CW 法のチェックリストの話を中心にした方が良い。小売事業者、デベロッパー等川下から CW のリクエストが来る可能性があるということを知ってもらうことで、対応するメリットを感じてもらう。

④ その他

[その他の意見]

- 研修実施予定のリストにはなかったが、誤伐盗伐の現場となっている宮崎県で研修を実施してほしい。
- 登録実施業務で事業者の対応をしていると、取引先の事業者から登録するようプレッシャーがかかっているという話が多くなっている。研修による普及効果が期待される。

その他、委員、林野庁、オブザーバーからも特に意見は出ず、会議を終了した。

【追加】会議終了後、以下のコメントをメールでいただいた

- ① 研修資料案の「よくある質問（例）」には、回答も記載した方が良い。資料の中にも記載されているが、あらためてここに回答も記載することにより、研修資料を「合法木材ハンドブックのQ&A」と同じような使い方ができる。
- ② ア) 研修資料案で森林認証制度の紹介をしていたが、ここで示されている制度（SGEC, PEFC, FSC）はあくまでも代表例であることの説明が必要、イ) ガイドラインとの関係で「個別企業等の独自の取組による証明方法」の説明にも触れた方が良い。

第2回検討委員会

1. 日時：2023（令和5）年8月29日（火）15:30～16:45

2. 場所：全木連会議室（東京都千代田区永田町）

※オブザーバーはオンラインで出席した。

3. 議事要旨：

① 研修資料の作成について

事務局より、資料（研修資料案）、資料（第1回委員会のご意見とその対応案）について説明があった。

[主な質疑・意見]

- スライド（森林認証制度の説明）で、日本国内の認証制度はSGEC（PEFCと相互承認）、FSCだけである。県産材認証などは森林認証制度とは異なるので、明確に分けて書くべき。
 - ①国外の認証制度（多くはPEFCと相互承認）についても、口頭で良いので説明してほしい。輸入材を扱う方にとっての情報となる。②スライド5（違法伐採とは何か）で示している違法伐採の説明は海外の事例と思われるが、国内にも誤伐・盗伐問題が存在することを説明してほしい。
- （事務局）①については、補足説明をしておく。②そのような問題が国内にもあることを口頭で説明するようにする。
- 法令順守については、疑われないようにきちんとやりましょう、ということ。研修を受けに来るような人にとって法令順守は当然と思われるが。
 - スライド35（登録の説明）のところで、登録するメリットをもう少し訴えるものにしてはどうか。川下からの合法伐採木材の要求が強まっており、会社のコンプライアンス向上のためにも重要なものになりうることも踏まえ、登録について前向きな気持ちになるように。
 - 竹中工務店のキノマチウェブ（<https://kinomachi.jp/>）を見ると、ゼネコンなど川下の大企業でも持続可能な木材調達、DDへの関心が高まっていることが分かる。

林野庁：改正法成立後、電話での問い合わせの内容が変わってきた。①合法性の

確認方法について、②登録の仕方、③罰則があると聞いたが違法木材を使うと捕まるのか、といったもの。罰則については、合法性の確認を行わなかったことに対してのもので、また罰則に至るまでには勧告、命令といった措置が講じられる。そのようなことも研修のときに説明して欲しい。

○Q&A で、第一種の登録についての説明はあるが、第二種の登録については変更がない事を記載してほしい。

○チェックリストは研修の中で実際に使ってもらうことが重要。

→ (事務局) 研修を受ける方の多くは、チェックリストを使わない第二種の事業者。そういった受講者にも全く関係ないものではないことを理解してもらう工夫が必要。

○グリーン購入法では第一種/第二種の区別なく CW 法に則り合法性の確認を行うことになる。第二種の事業者にとっても川上の取組は関係があることを理解してほしい。

○省庁による改正法の説明キャラバンの話はどうなっているのか？

→ (林野庁) やる予定にはしているが、まだ具体的な計画は決まっていない。

② その他

事務局、出席者からは特になし。

その他、委員、林野庁、オブザーバーからも特に意見は出ず、会議を終了した。

【追加】 会議終了後、メールで下記のコメントをいただいた。

○研修資料にはリンク先のホームページアドレスが記載されている。スペースの問題等もあるかと思うが、QR コードを入れてはいかがか。受講者が資料に基づき検索する際、スマホから簡単にアクセスでき検索の手間も削減できる。

第3回検討委員会

1. 日時：2024（令和6）年3月5日（火）10:30～11:45

2. 場所：全木連会議室（東京都千代田区永田町）

※オブザーバーはオンラインで出席した。

3. 議事要旨：

① 令和6年度事業の取組予定について

林野庁より、資料（令和6年度事業の取組予定について）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

○令和6年度予定の事業として、「流通木材の合法性確認システムの開発」とあ

るがどのようなシステムなのか内容を説明して欲しい。

→ (林野庁) CW 法の制度に対応した、原材料情報を記録・保存し、情報を伝達できるシステムを考えている。また、第 1 種木材関連事業者が求められる定期報告や登録木材関連事業者が行う年度報告にも活用できるような機能も入れる想定である。システムは農水省のクラウド上に構築されて、木材関連事業者がそのシステムにブラウザからアクセス・ログインして使用することになる。また、このシステムは、素材生産事業者でも木材関連事業者でも、ユーザー登録をすれば使用できる。

② 本年度事業の実施結果について

事務局から、資料（実施結果概要等）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

○研修で出された質問とそれに対する回答は、是非クリーンウッドナビでも公開してほしい。また、建設事業者の関心が低いことに関して、以前に国交省も入れて全国キャラバンをやるという話があったがどうなったか。この様な活動も検討してほしい。

→ (林野庁) 現在改正 CW 法を踏まえた Q&A を作成中であり、その中に盛り込むべきものがあるか検討していきたい。また、制度の運用等については、3 省で緊密に連絡を取りながら進めているところであるが、合同キャラバンなどの具体的な話は出ていない。なお、経産省では、改正 CW 法に対応するため、家具と紙製品業界とで協議会を作ってガイドラインの内容等について検討している。

○経産省、国交省も巻き込んで 3 省で取り組んで欲しい。

○今回の改正で小売事業者も木材関連事業に入ることになるため、DIY の事業者に対して日本 DIY 協会、また消費者への小売事業者の団体として、日本チェーンストア協会、日本フランチャイズチェーン協会などにも声がけて合法伐採木材の普及をやっていくことを検討していただきたい。

○小売業者の関心や質問は何かあったか。

→ (全木連) 今のところ関心は高くない。小売りに関しての意見も特になかった。

○研修や意見交換会は、本来全ての県で実施してもよいと思うが、そうならないのはなぜか。

→ (全木連) 予算や企画書に書いてある実施予定か所数で制約があるが、計画の照会は全ての県木連に送っており、手が上がるのは今までやってきたところがほとんどである。

○来年度の指導者養成の事業では、全ての県木連の担当者が研修を受けられるよう体制を整えてもらえると良い。

○展示会で来場者の反応は？

→ (全木連) 展示会によって消費者向けのものは、来場者の関心は高くないが、違法伐採の話をするとうな驚いて関心を示す。一方、事業者向けの展示会では、来場者は合法木材やクリーンウッド法の言葉は知っている人は多く、内容について教えて欲しいと聞かれる来場者もいた。また、改正法についての質問があり、関心は高いと感じた。

○CW 法の登録事業者に対するメリットになるようなことを行政で行うことを考えているのか。将来的なビジョンを聞かせて欲しい。

→ (林野庁) 補助事業での評価の加点や調達要件に合法性確認を盛り込む等の優遇措置などがあるが、法改正で小売事業者が木材関連事業者に入ることにより川下側からの合法伐採木材の需要を喚起して登録のメリットがアピールできるようになることを期待している。

③ その他

事務局からは特になし。



第1回検討委員会



第2回検討委員会



第3回検討委員会

第4章 合法性確認能力強化のための研修の実施

2023（令和5）年9月から2024（令和6）年3月にかけて、林野庁ガイドライン（GL）の20の認定団体（県木連14、中央団体6）が、県下の認定団体と共催で合法性確認能力強化のための研修を開催した。

合法木材認定事業者の担当者、建築関係の事業者、森林組合、県庁等の行政関係者等様々な関係者の参加があった。参加者数は、全ての会場を合わせて延べ約1,200人であった。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなり、多くはリアルで開催することができた。

（研修の実施一覧は、この章の最後の「令和5年度合法性確認能力強化のための研修実施一覧」に掲載）

1 専門家派遣等による合法性確認研修

2023（令和5）年9月から2024（令和6）年3月にかけて、全木連から講師（専門家）を派遣して全国15の認定団体（県木連12、中央団体3）が開催した。このほか、林野庁や登録実施機関から講師を招いて実施した認定団体もあった。セミナーでは、クリーンウッド法の内容や木材関連事業者の登録の仕組み、令和7年4月に施行される改正クリーンウッド法の改正点等の情報等が説明された（説明資料は巻末資料を参照）。また、研修の後に希望者に研修で概要を説明した合法性確認のためのチェックリスト等の使用方法について説明を行った。研修時の質疑応答については、「裏庭の木や剪定枝の証明方法はどちらがよいのか。」「CW法では、ガイドラインの認定を受けていない事業者でも確認するのか。」「中国やロシアから輸入される際の確認はどうすればよいのか。」といった質問があった。また、改正法の内容についての質問もあった。

- ・研修参加者総数： 約1,000名



全日本木材市場連盟、東京都木連、全国木材市売買方組合連盟共催の研修（左：東京木材会館で開催）、岩手県での研修（右）



福岡県での研修（左：質疑応答）、全国木材市売買方組合連盟の研修（右：大阪木材仲買会館で開催）

2 認定団体が独自に実施した合法性確認研修

前記1と同様の内容で、ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体（県木連等）が自ら説明をする形での研修が、全国5（県木連2、全国団体3）の認定団体で実施された。

- ・研修参加者総数： 約200名



日本合板商業組合の登録セミナー（左：新潟会場）、静岡県での登録セミナー（右）

研修での参加者からの主な質問、意見（抜粋）

○兵庫県での研修

- ・屋敷林や寺社林、公園の剪定枝等が持ち込まれることがあるが、その場合の合法証明はどうすれば良いか。
- ・CW法に基づく県内の登録事業者が、この1年で5件増えた（16件になった）。昨年度実施した登録推進セミナーや県木協連の活動の成果と思われる。

○宮崎県での研修

- ・宮崎県は合法性確認で適合通知書による方法で確認しているが、クリーンウッド法でも問題はないか。
- ・製材品を購入し木材加工している事業者の段階で、山側の木材の伐採状況までたどれなくても良いのか。
- ・改正法に違反した場合の罰則はあるのか、またその内容は。
- ・CW法では、認定を受けていない事業者でも自分で確認して証明書を出すことができるのか

○福岡県での研修

- ・改正CW法では、第一種事業者の負担が重くなるようだが、合法伐採木材を使うと何かいいこと（褒章、助成金等）がある仕組みが必要。
- ・裏庭の木を伐ったときの合法証明はどのようにすればよいか。
- ・1) 構造材ではなく、足りないときに現地に持ち込まれるような羽柄材などの少量のものはどのように確認したらよいか。2) 建築士は関係ないのか。

○山形県での研修

- ・改正CW法では、素材生産事業者の情報提供が義務化されるとのことだが、す

すべての素材生産業者に当てはまるのか。

- 伐採をする際、境界が不明確で困ることが多い。他県で対応の実例があれば教えてほしい。
- 改正 CW 法では、素材生産事業者の情報提供が義務化されるが、境界がはっきりしないまま伐採された木材の合法性の確認はどうなるのか。義務化するなら、境界確定をきっちりやる体制を作るのが先ではないか。

○愛知県での研修

- 中国やロシアから輸入する際、森林認証の CoC が途切れている場合の確認方法。また、そのような品目を登録しようとする際どのような条件が必要となるか。

○滋賀県での研修

- CW 法改正に合わせて登録しなくてもよいのか。

○群馬県での研修

- 寺社の補修用に大径木を数本、抜き伐りする場合は、伐採届を出すことはない。そのような場合は、グレー材（合法性の確認ができない）として出荷せざるを得ない。厳しくすれば、今後そのような形でグレー材がたくさん出てくるのではないか。中小の伐採業者は、誰にも聞かずに確認できないものとして出荷してしまう。

○徳島県での研修

- 県産材認証は、建築事業者は入っていない、小売店等から建築事業者に CW 法の証明書が求められたらどうしたらよいのか。
- 改正法で素材生産事業者は伐採届等の情報の提供が義務付けされるが、第 2 種事業者からも伐採届等の提出が求められるのか。
- 改正後は、確認された木材を使う義務が生じるのか。

令和5年度 合法性確認能力強化のための研修実施一覧

区分	NO	実施団体名	研修等				備考
			開催日	場所	講師(全木連)	参加者	
	1	日本合板工業組合連合会	3/6	オンライン	加藤	45	Web開催
	2	(一社)全日本木材市場連盟	11/10	東京都内	安永	92	
	3	(一社)全国木材市売買方組合連盟	11/14	大阪市	下堂	48	
	4	青森県木材協同組合	12/5	青森市	加藤	129	
	5	岩手県木材産業協同組合	1/17	盛岡市	下堂	118	
	6	山形県木材産業協同組合	11/22	山形市	加藤	86	
	7	(一社)群馬県木材組合連合会	11~12月	前橋市他	加藤	136	県内3か所で開催
	8	新潟県木材組合連合会	12/8	オンライン	加藤	65	
	9	(一社)愛知県木材組合連合会	11/24	名古屋市	加藤	42	
	10	滋賀県木材協会	11/28	大津市	加藤	8	
	11	兵庫県木材業協同組合連合会	9/27	姫路市	加藤	49	
	12	奈良県木材協同組合連合会	2/26	桜井市	下堂	32	
	13	徳島県木材協同組合連合会	12/14	徳島市	加藤	37	
	14	(一社)福岡県木材組合連合会	11/8	福岡市	加藤	69	
	15	宮崎県木材協同組合連合会	11/8	宮崎市	安永	42	
独自開催 (講師派遣無し)	1	日本合板商業組合	11/17	新潟市		21	
	2	日本木材輸入協会	7/18	名古屋市		8	
	3	全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会	11/30	名古屋市		12	
	4	静岡県木材協同組合連合会	10月	静岡市他		144	県内3カ所で開催
	5	(一社)愛媛県木材協会	11/2	松山市		31	

合計 1,214

第5章 全国レベル及び都道府県レベルの協議会（意見交換会）の開催

1 合法伐採木材利用促進全国協議会の開催

（1）開催概要

クリーンウッド法（以下、CW法）の円滑な運用に資するとともに、合法伐採木材の利用を促進するための方策・課題等を検討するための協議会（合法伐採木材利用促進全国協議会）を開催した。

全国協議会には、林野庁ガイドラインに基づき全国を対象として合法木材供給事業者の認定を行っている認定団体、登録実施機関、クリーンウッド法の海外関連情報の調査事業実施団体、環境NGO、建築・建材関係団体等からあわせて約40名が出席した。

また、主管官庁（林野庁、経済産業省、国土交通省）からも担当者に出席いただき（オンライン出席を含む）、合法伐採木材利用促進の課題等について意見交換を行った。

（2）開催結果報告

合法伐採木材利用促進全国協議会

【日時】 2023（令和5）年11月6日（月） 14時00分～15時30分

【場所】 ワイム貸会議室東京スターゲートプラザ Room A+B
東京都港区 ※対面とオンラインの併用開催

【参加者】（敬称略）

○合法木材供給事業者中央認定団体

日本合板商業組合 常務理事兼事務局長 二宮孝義

（一社）日本特殊加工化粧板協議会 事務局 岩澤 裕子（W）

全国銘木連合会 常務理事 酒井 彰（W）

日本木材輸入協会 専務理事 岡田 清隆

（一社）木材表示推進協議会 事務局 大寺 重人

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 専務理事 田中 謙司

全国森林組合連合会 林政担当部長 飯塚 淳（W）

日本集成材工業協同組合 専務理事 清水 邦夫

（一社）全日本木材市場連盟 事務局長 立花 登

（一社）日本林業経営者協会 専務理事 池田 直弥

（一社）全国木材市売買方組合連盟 事務局長代理 草野洋（W）

（一社）全国木造住宅機械プレカット協会 常務理事 坂田 幹人

（一社）全国LVL協会 事務局長 平沼 孝太

（一社）日本フローリング工業会（兼 日本複合・防音床材工業会）

専務理事 阿久津 聡
全国木材チップ工業連合会 専務理事 大迫 敏裕
（一社）日本オフィス家具協会 部長 山口 友成
（一社）日本家具産業振興会 専務理事・事務局長 高橋 清司
（一社）日本家具保証協会 代表理事 岡本 真二
（一社）ウッドマイルズフォーラム 理事長 藤原 敬

○住宅・建築関連中央団体

（一社）住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長 青木 富三雄
（一社）日本建材・住宅設備産業協会 品質・環境部長 宮島 吉史 (W)
// クリーンウッド法運用協議会委員長 入山 朋之 (W)
// クリーンウッド法運用協議会 澤田 知世 (W)

○クリーンウッド法登録実施機関

（公財）日本合板検査会 専務理事 尾方 伸次 (W)
// 総務部総務課総務係長 横山 潤 (W)
（公財）日本住宅・木材技術センター 首席研究員 清水 俊二
（一財）日本ガス機器検査協会 審査部長兼欧州支社長 柳澤 衛
（一社）日本森林技術協会 理事長 小島 孝文 (W)
// CW 法登録業務室 荒井 透 (W)
（一財）建材試験センター 木材関連登録業務室長 佐伯 智寛 (W)
（一社）北海道林産物検査会 事務局長 南田 英樹 (W)

○海外調査機関

（公財）地球環境戦略研究機関（IGES） 主任研究員 鮫島 弘光
（一社）全国木材検査・研究協会 専務理事 小澤 眞虎人
// 調査研究部長 佐々木 亮 (W)

○環境 NGO

国際環境 NGO FoE Japan 理事 佐々木 勝教

（主管庁）

林野庁林政部木材利用課 課長 三上 善之
// 監査官 有山 隆史
// 課長補佐 坂本 朋美
// 行政専門員 大門 誠

経済産業省製造産業局生活製品課 係長（企画担当） 土川 輝 (W)

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 高度化推進係長 佐々木 史子 (W)

※名前の後ろの (W) はオンラインでの出席

【プログラム】

開会 14:00

挨拶

1. クリーンウッド法の施行状況について
説明：林野庁木材利用課
2. 本年度事業の概要について
3. 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関する意見交換
4. その他

終了 15:30

【結果概要】

会議の内容（議事と主な質疑・意見等）は次の通り。

1. クリーンウッド（CW）法の施行状況について

林野庁より、資料（CW法の施行状況について）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

- （認定団体）CW法の登録件数は、増えてきているという話があったが現在は650件あまり。それに対して、林野庁ガイドライン（GL）の認定事業者数は12,000件。これからは、登録のプロセスの中に業界団体をどのように組み込んでいくかが重要。業界団体の活動を組み込む検討はしているのか。
→（林野庁）改正CW法の詳細は現在検討中。団体から説明して欲しいとの要望があれば説明にうかがっている。改正CW法で川上・水際の事業者の確認が義務になったことで登録件数が増えたところもある。制度そのものの認知の他に、登録制度の下に利用促進を進めていければと思っているので、引き続き団体との意見交換を進めていきたい。
- （NGO）資料（CW法の施行状況について）のp14に記載の「政令で定める情報」では（政令第1条12号で）森林認証材も含まれているようだが、これは国産材のみが対象か。
→（林野庁）（政令第1条12号を紹介し）政令第1条12号には書かれていないが国内外を問わないと理解している。これは、こちらの考えということになるので、今後、森林認証の認証機関とも話し合いが必要。
- （調査機関）改正法では、一定規模以上の事業者は毎年取扱量の実績報告が義務化されることになっているが、事業者が実績報告を行う窓口になるシステムは、何年度ぐらいからスタートする予定か。
→（林野庁）R7年春の施行後、川上・水際の事業者が譲り受けた分から定期報告の対象となる。一定規模の定義については、出来るだけ早く決めてお示し

したい。

2. 本年度事業の概要について

事務局（全木連）より、資料（事業の概要）に基づき本年度事業の説明があった。

[主な質疑・意見]

- （認定団体）研修資料は、我々にも PPT ファイルでいただきたい。
- （全木連）希望があればお送りするので活用していただきたい。

3. 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関する意見交換

この後、合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関する意見交換や質疑応答を行った。

[主な質疑・意見]

- （認定団体）合法伐採木材の利用促進について、ポイントはユーザーが合法伐採木材を使おうと思ってもらうことが必要。例えば、木材を使用した建築物等のコンテストで、応募する作品に使用する木材は合法伐採木材を最低条件とするなど。設計・建築する人にアピールする機会を作ってはどうか。
- （全木連）我々もいろいろなところに出向いて話をする機会があるが、ユーザーからの求めがないので合法木材の証明をやめてしまう、という声がある。合法性が確認された木材を供給していくのが企業の責任だと言う企業もあるが、使う側からもそういった声が出てくるように普及を進めていきたい。
- （調査機関）木材関連事業者の負担を減らすために、素材生産業者からの情報をデジタル化して伝達していくことが求められる。国有林の売買の際のデータのデジタル化は林野庁で検討しているのか。
- （林野庁）全国の市町村で情報共有できる農林水産省のシステムはあるが、全ての市町村がそのシステムに接続できているわけではない。デジタル化は一気にやると混乱が生じるので、意見交換を続けていく中で、ユーザー、事業者のニーズに合わせて検討していきたい。その際には、出来るだけ事業者の負担が少なくなるようにしたい。
- （調査機関）国有林など国との契約の際の書類のデジタル化は？
- （林野庁）改正法の付帯決議の中に、使いやすい電子的システムの構築について触れている。予算が確保できれば取り組んでいきたい。
- （認定団体）GL に基づく団体認定の事業者研修で、違法伐採の話をしているが、具体的な違法伐採の事例の情報はあるか。また、GL と CW 法との関係性の整理はどのようになるのか。

- (全木連) 違法伐採の具体的事例は、環境 NGO が現地調査を行って違法伐採の事例を調べたレポートがある。また、フェアウッドキャンペーンの Web サイトなどに、関連情報が掲載されている。
 - (林野庁) GL と CW 法の関係性については、今後改正 CW 法の運用の詳細を決めていく過程で検討し整理していきたい。
 - (認定団体) ゼネコンでは自社の Web サイトで、調達方針を開示していることも多くなっている。企業が、合法木材だけを扱いたいとか登録事業者からのみ購入するという宣言をしてもらうことはどうか。
 - (国交省) 当部署ではゼネコンと直接のつながりがないので、関係部署にも共有したい。
- (全木連) 最後に関係各省庁から一言ずつお願いしたい。
- 林野庁: 再来年春の改正法の施行に向けて、このような機会を活用しながら引き続き取り組んでいきたい。
- 経産省: 我々としても CW 法所管省庁として、改正法の円滑な運用ができるよう、引き続き普及に向けた取組をしていきたい。
- 国交省: 普段、第一種木材関連事業者の方から直接生の声を聴く機会が少ないので、たいへん参考になった。引き続き合法伐採木材の流通促進に努めてまいりたい。

4. その他

その他参加者からの意見はなく会議を終了した。



合法伐採木材利用促進全国協議会の様子

2 都道府県レベルの協議会（地方協議会、意見交換会）の開催

（1）開催概要

前記1の全国レベルの協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を図るための地方協議会（意見交換会）を全国14カ所で2023（令和5）年9月～2024（令和6）年2月にかけて開催した。今年度は、協議会という名称ではなく、関係者との意見交換会として実施したところもあった。

地方協議会には、林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体（県木連、県森連、県素協等）、木材地区組合、建築・建設団体、行政関係者等が参加して、合法伐採木材の利用促進のための課題を話し合い、情報交換・意識の共有をするとともに、地方における普及啓発活動についての検討を行った。

また、協議会の中には、登録木材関連事業者の企業の方へ出席いただき意見交換を行ったところもあった。（地方協議会の実施一覧をこの章の最後に掲載）

今年度は、昨年度までの新型コロナウイルス感染症の影響が低下する中、ほぼ当初の計画通りに開催された。

（2）開催結果報告

以下に、地方協議会の開催順に概要を示す。詳細は、後ろに掲載した「令和5年度 地方協議会（意見交換会）、普及啓発の実施一覧」を参照のこと。

① 長崎県での実施

開催日：9月21日（木） 諫早市内で開催

② 福井県での実施

開催日：11月27日（月） 福井市内で開催

③ 石川県での実施

開催日：11月29日（水） 金沢市内で開催

④ 宮城県での実施

開催日：12月4日（月） 仙台市内で開催

⑤ 熊本県での実施

開催日：12月12日（火） 熊本市内で開催

⑥ 鹿児島県での実施

開催日：12月15日（金） 鹿児島市内で開催

⑦ 京都府での実施

開催日：12月19日（火） 京都市内で開催

⑧ 北海道での実施

開催日：12月20日（水） 札幌市内で開催

⑨ 三重県での実施

開催日：12月22日（金） 津市内で開催

⑩ 山梨県での実施

開催日：1月22日（月） 甲府市内で開催

⑪ 栃木県での実施

開催日：1月23日（火） 宇都宮市内で開催

⑫ 富山県での実施

開催日：2月2日（金） 富山市内で開催

⑬ 岐阜県での実施

開催日：2月6日（火） オンラインで意見交換会として開催

⑭ 埼玉県での実施

開催日：2月26日（月） オンラインで開催

地方協議会では、全木連から担当者が出席し、本事業の概要と実施状況、全国協議会の結果報告、改正クリーンウッド法の概要説明、情報提供の後、出席者の意見交換が行われた。

[協議会で出された主な意見・質問（抜粋）]

○三重県での協議会（令和5年12月開催）

- ・登録木材関連事業者への優遇措置はこれからも続くのか。
- ・法改正後は、登録事業者が確認したものしか扱えなくなるのか。
- ・県内の認証制度の木材が調達できなかった場合、他県の県産材認証でも確認できるのか。

○山梨県での協議会（令和6年1月開催）

- ・建築事業者は、自分たちが木材関連事業者に入っていることを知らないのではないか。
- ・自社で扱う品目が多く、調達先から合法性についての確認の書類をとるだけでも大きな負担増。対象となる品目を洗い出すだけでも社員数人がかりとなる。
- ・もともと海外の違法伐採対策として始まったことなのに、国産材の事業者の負担が大きくなっている。
- ・建材全般を扱う流通事業者にとっては、「木材は確認が求められて面倒なので取り扱わない」といった方向になるのではないか。
- ・CW法の確認材が欲しい、と言われたことは皆無。県産材認証、森林認証、合法木材、CW法などの一本化が必要。

○栃木県での協議会（令和6年1月開催）

- ・DDと言われても何のことだかさっぱりわからない。知っているという前提で

- はなく、知らない人に分からせる説明をしてほしい。
- 素材生産事業者から建築事業者までの全ての人に向けた説明では漠然として
いる。それぞれの事業者向けに分けて説明すべき。
 - この法律で国はどのようなゴールを目指しているのか、何を求めているのかが
よくわからない。はじめにそれを明示すべき。
 - 植えてから伐採までに50年かかるものが、この法律で適切に管理されて受け
継がれていけるのか。
 - 合法伐採木材を使ったら補助金が出る等、アメがないと浸透しない。
 - 自伐林家が持ち込んでくる伐採届もない木材について、どこまで情報を求めれ
ばよいのか。あまり厳しく求めると持ってきてもらえなくなる。材が集まら
なくなるのではないかと心配している。
 - 納入書もなくチップ用に引き取ってほしいとって原木を持ってくる人（個
人）もいる。そのような場合、確認のしようがない。



栃木県での地方協議会



福井県での地方協議会

令和5年度 地方協議会（意見交換会）、普及啓発の実施一覧

NO.	区 分	協議会	普及セミナー		セミナー以外 の普及啓発
		開催月日	開催月日	参加人員	
1	北海道木材産業協同組合連合会	12/20	1/17,2/2	280	イベント出展
2	宮城県木材協同組合	12/4	12/4	72	
3	栃木県木材業協同組合連合会	1/23	1/23	500	イベント出展
4	(一社)埼玉県木材協会	2/26	2/28	54	イベント出展
5	(一社)山梨県木材協会	1/22	2/15	30	イベント出展
6	富山県木材組合連合会	2/2	2/2	75	イベント出展
7	(公財)石川県木材産業振興協会	11/29	11/29	81	イベント出展
8	福井県木材組合連合会	11/27	11/27	87	イベント出展
9	岐阜県木材協同組合連合会	2/6	—	—	イベント出展、TV広告
10	三重県木材組合連合会	12/22	—	—	新聞広告
11	(一社)京都府木材組合連合会	12/19	—	—	イベント出展
12	(一社)長崎県木材組合連合会	9/21	9/21	42	
13	(一社)熊本県木材協会連合会	12/12	12/12	81	イベント出展
14	(一社)鹿児島県林材協会連合会	12/15	12/16	190	
14			11カ所	1,492	

第6章 全国レベル及び都道府県レベルの合法伐採木材等の普及啓発

今年度の事業では、全国レベルの普及啓発活動に加え、都道府県レベルでも地方協議会の開催場所で普及セミナーやイベント出展等の普及啓発を実施した。イベント等への出展や普及セミナーの開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮したうえで行った。

1 全国レベルの普及啓発

大消費地圏で開催されている、木材・建材・建築関連の全国レベルの展示会に出展し、クリーンウッド法や合法伐採木材についてのPRを行った。各展示会での活動状況の詳細は、以下の通り。

(1) ウッドワンダーランド 2023 への出展

2023（令和5）年10月5日（木）～8日（日）に、ポートメッセなごやで開催された「ウッドワンダーランド 2023（主催：愛知県、（一社）日本木工機械工業会）」（日本木工機械展 2023 の併設行事）に出展しクリーンウッド法の普及と合法伐採木材利用の促進についてRPを行った。来場者数は、日本木工機械展と合わせて会期中の合計で19,680名であった。



ウッドワンダーランド 2023 の展示

(2) Japan Home & Building Show 2023 への出展

2023（令和5）年11月15日（水）～17日（金）の3日間、東京ビッグサイトで開催された「Japan Home & Building Show 2023」（主催：（一社）日本能率協会）に、クリーンウッド法の普及と合法伐採木材の利用推進を目的として出展した。展示会全体の来場者数は約26,000名であった。（同時開催

の建築・建材展 2023、インテリア WEEK2023 の合計)

全木連ブースの主な展示等内容は、以下の通り。

- a 「クリーンウッドの部屋」の展示
- b 合法木材製品（まな板、湯桶、お盆等の小木工品）の展示
- c クリーンウッド法の紹介タペストリーの展示、説明
- d クリーンウッド法の関連資料（パンフレット等）の配布
- e クリーンウッド法紹介動画の放映



Japan Home & Building Show 2023 の展示

(3) WOOD コレクション「モクコレ」2024 への出展

2024（令和6）年1月11日（木）～12日（金）に、東京ビッグサイトで開催された「WOOD コレクション『モクコレ』2024（主催：東京都）」に出展しクリーンウッド法の普及と合法伐採木材利用の促進について RP を行った。リアル展示会の来場者数は、約 5,300 名であった。



WOOD コレクション(モクコレ)2024 の展示

2 都道府県レベルの普及啓発

本年度事業で活動を行った地方協議会のうち、11 団体で普及セミナーを開催した。セミナーでは、全木連が講師を務め（北海道を除く）、クリーンウッド法の意義と内容等について説明した。このセミナーに合計約 1,500 名が参加した。このほか、地方で開催されるイベントへの出展、新聞広告、インターネットを活用した情報発信等を通して普及活動を行ったところもあった。

(1) 普及セミナーの開催

以下に開催順に開催日と場所を示す。一覧は、5 章の最後に掲載した「令和 5 年度 地方協議会（意見交換会）、普及啓発の実施一覧」を参照のこと。また、普及セミナーで全木連が発表した資料は巻末資料に収録した。

- ① 長崎県での実施
2023 年 9 月 21 日（木）諫早市内
- ② 福井県での実施
2022 年 11 月 27 日（月）福井市内
- ③ 石川県での実施
2023 年 11 月 29 日（水）金沢市内
- ④ 宮城県での実施
2023 年 12 月 4 日（月）仙台市内
- ⑤ 熊本県での実施
2023 年 12 月 12 日（火）、熊本市内
- ⑥ 鹿児島県での実施
2023 年 12 月 15 日（金）、鹿児島市内
- ⑦ 北海道での実施
2024 年 1 月 17 日（水）、函館市内、2 月 2 日（金）、札幌市内
- ⑧ 栃木県での実施
2024 年 1 月 23 日（月）、宇都宮市内
- ⑨ 富山県での実施
2024 年 2 月 2 日（金）、富山市内
- ⑩ 山梨県での実施
2024 年 2 月 15 日（木）、甲府市内
- ⑪ 埼玉県での実施
2024 年 2 月 28 日（水）、さいたま市内



宮城県での普及セミナー



長崎県での普及セミナー



山梨県での普及セミナー

(2) イベント出展等による普及啓発

地方協議会の普及啓発として、14の道府県で地域のイベント等に出展し、タペストリーの掲示、パンフレット等の普及資料の配布、来場者への説明を行った。また、新聞・テレビ広告等で普及を行ったところもあった。普及セミナー以外の普及啓発の実施一覧は、この章の最後に掲載した「令和5年度 イベント出展等による普及啓発実施一覧」を参照のこと。



石川県での普及啓発（木工作业とシール配布）



京都府での普及啓発（パンフレット類の配布）



富山県での普及啓発（アンケート調査）



岐阜県での普及啓発（テレビ広告）

令和5年度 イベント出展等による普及啓発実施一覧

NO	実施団体名	実施結果		
		時期	実施概要	参加者
1	北海道木材産業協同組合連合会	9/17	第42回豊かな海づくり大会	600
		10/7～8	レバンガ北海道(Bリーグ)開幕戦に出展	3,000
		10/22	道民森づくりの集い2023	500
2	宮城県木材協同組合	1/20～21	宮城・仙台新築リフォームフェア	8,399
3	栃木県木材業協同組合連合会	10/1	栃木県木協連各支部イベント出展	150
		10/15	もくもく祭り2023出展	900
		11/16	「とちぎ県産材普及推進展示会」出展	200
4	(一社)埼玉県木材協会	10/8	木のふれあいまつり	500
		11/25～26	食と農林業の祭典 ドリームフェスタ	1,000
5	(一社)山梨県木材協会	7月～2月	会員等への合法木材資料配布	200
		10/15	「森林のフェスティバル」等出展	5,000
6	富山県木材組合連合会	10/28～29	「とやま木育フェア2023」でPR	2,400
7	(公財)石川県木材産業振興協会	8/26	いしかわの里山里海展2023	10,000
		10/15～16	第44回石川の農林漁業まつり	30,000
8	福井県木材組合連合会	9/6～7	「フクイ建設技術フェア」出展	3,200
		10/2	福井市木材利用展示会	1,000
		10/21～22	フクモクフェス	11,122
		11/2	福井材フェア	120
		11/6	「福井県森林・林業・木材産業活性化大会」でPR	259
		11/12	南越前 FUN FAN FESTA(産業振興フェア)	12,000
2/13～16	「国際ホテルレストランショー」でPR(ポスター掲示)	50,131		
9	岐阜県木材協同組合連合会	10/5	ウッドワンダーランド2023出展	20,064
		10/7～8	ぎふ住宅フェア出展	9,000
		9/28, 11/16	飛騨市内、小学校木工教室	120
		11/1～12/31	ぎふチャンネル宣伝CM放送	590.3万人
		2月	岐阜県木連のHPでCW法を紹介ページ更新	-
10	三重県木材組合連合会	2/3	「新聞広告による普及啓発」	
		2/3	みえ森林教育シンポジウム出展	29
11	(一社)京都府木材組合連合会	11/3	府民交流フェスタ	900
		11/11	未来につなぐ京の木府民会議全大会	200
		11/25～26	京都府農林水産フェスティバル2023	1,500
		2/3	京都環境フェスティバル2024	800
		2/17	亀岡産業観光フェア	500
		2/23～24	京都の木でつって、あそぼ!	350
12	(一社)長崎県木材組合連合会	12/16	住宅フェア	1,500
		1/24	HPでの周知	
13	(一社)熊本県木材協会連合会	10/8	もくもくふれ合い祭り	1,200
		11/4	ウッドチェンジイベント	506
		11/11	「くまもと森づくり活動の日in立田山」出展	401
14	(一社)鹿児島県木材協会連合会	10/28～29	第24回かごしま木材まつり出展	9,000

第7章 コンテンツを活用した情報発信

本年度の事業では、過去に作成したコンテンツを使って SNS 等を活用した情報発信を行った。

SNS 等を活用した情報発信

動画掲載サイト YouTube チャンネル「木材で街づくり」(全木連が作成したコンテンツ動画を掲載)で公開している動画をもとに、全木連で運営する SNS (木材で街づくり @toshimokuzai) にて、フォロワー以外の方へ投稿を表示、動画再生等による認知拡大を図った。

■ SNS 「木材で街づくり」@toshimokuzai

Facebook	Instagram	X
  <p>木材で街づくり 広告・動画</p> <p>皆さんが扱っているその木材は合法性を確認していますか？ 世界と日本の森林を守るため、合...もっと見る</p> <p>その木材合法性を 確認していますか？</p> <p>「いいね！」 コメントする シェアする</p>	  <p>Instagram</p> <p>toshimokuzai 広告</p> <p>tos himokuzai 皆さんが扱っているその木材は合法性を確認していますか?... more</p>	  <p>木材で街づ... @toshimoku... · 現在</p> <p>皆さんが扱っているその木材は合法性を確認していますか？ 世界と日本の森林を守るため、合法性が確認された木材の流通と利用を！</p> <p>クリーンウッド法では、積極的に合法伐採木材を利用する事業者の登録制度を設けています。 https://t.co/RQkA3eVxyK</p> <p>2017年 合法伐採木材等の 流通及び利用の促進に関する法律 木材流通の信頼性の確保を目的</p>

また、動画掲載サイト YouTube チャンネル「木材で街づくり」や全木連の HP に引き続き掲載し普及を行った。

■ YouTube チャンネル「木材で街づくり」

<p>合法伐採木材・クリーンウッド法 ▶ すべて再生</p>		<p>https://www.youtube.com/channel/UCESOPHDk9QM-I7fZqSORldg</p> 
<p>いま必要なのが 合法伐採木材の流通と利用</p> <p>6:16</p> <p>その木材 合法性を確認してい ますか？</p> <p>木材で街づくり 2722 回視聴・2 年前</p>	<p>合法伐採木材をご存知です か？</p> <p>5:01</p> <p>木材で街づくり 1.8万 回視聴・2 年前</p>	

■ WEB サイト



クリーンウッド法普及促進キャラクター「クリーンウッドちゃん」のご紹介

環境にやさしい
クリーンウッド

合法伐採木材 (クリーンウッド)
については、こちら

クリーンウッド法について

違法伐採問題に対処するため、2017年「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」、通称「クリーンウッド法」が施行され、木材関連事業者による合法性の確認や事業者の登録が進んでいます。違法伐採は環境破壊、温暖化の進行、不正な貿易、ゲリラやテロ組織への資金供給など、さまざまな問題を引き起こしています。

また近年は「SDGs」、つまり、持続可能な社会に向けた変革が求められています。

木材を含む様々な天然資源の利用に際しても持続可能性に配慮していくことが国際的に求められており、その中で事業者のコンプライアンスに対する消費者の関心も高まっています。そのために、いま必要なのが合法伐採木材の流通と利用なのです。

木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう、合法性の確認に努めましょう。

合法伐採木材等に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」

合法伐採木材等に関する情報提供
クリーンウッド・ナビ
CLEAN WOOD JAPAN

全木連の Web サイトでの紹介ページ

[巻末資料]

- 1 検討委員会（第1回、第3回）での林野庁説明資料
 - 1-1 第1回検討委員会（抜粋）
 - 1-2 第3回検討委員会
(※第2回の検討委員会では林野庁からの資料はなかった)
- 2 クリーンウッド法合法性確認研修、普及セミナーでの説明資料
- 3 合法伐採木材利用促進全国協議会での林野庁説明資料
- 4 地方協議会での全木連説明資料（抜粋）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の改正について

令和 5 年 7 月

林野庁木材利用課

クリーンウッド法制定の経緯

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止等森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるほか、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- グレンイーグルスサミット（平成17年）などで**違法伐採問題への対応の機運が高まり、各国で関連法が制定**。我が国も伊勢志摩サミット（平成28年）で発信すべく、法制定に向けて議論。
- **合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）**は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、**平成28年に**議員立法として**成立**（平成29年5月施行）。

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

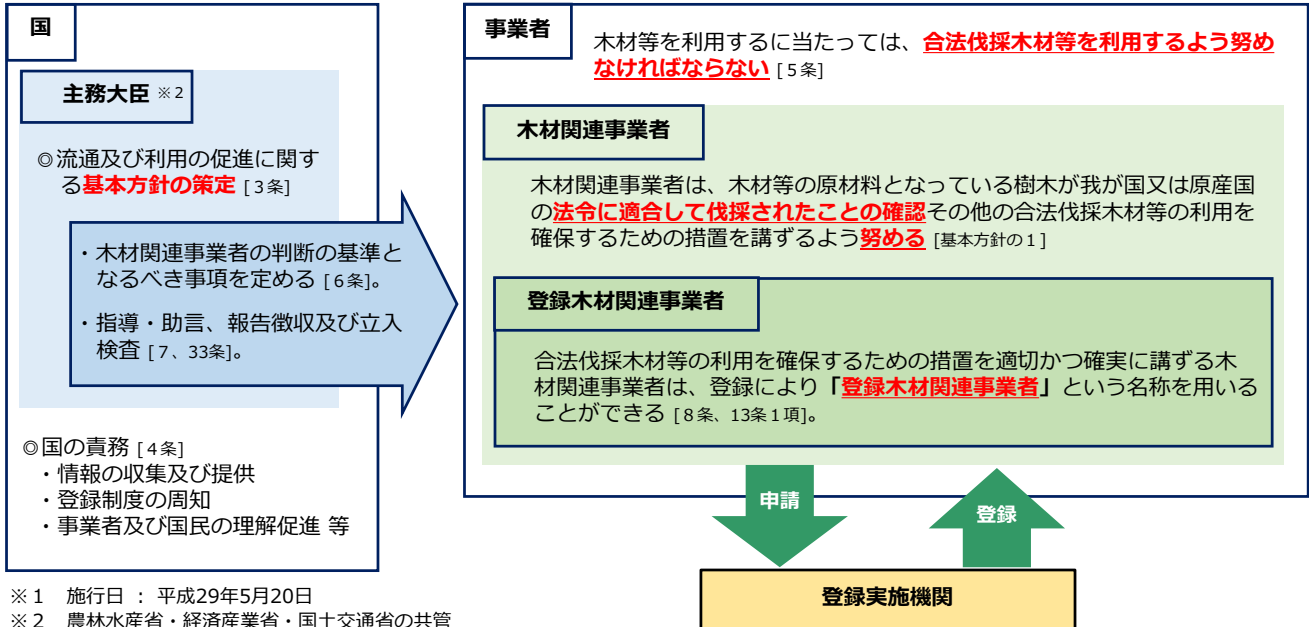
国際的な動き 国内の動き

平成17（2005）年	グレンイーグルスサミット（英国）	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
平成18（2006）年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
平成20（2008）年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法（平成20年） (欧) EU木材規則（平成25年） (豪) 違法伐採禁止法（平成26年）
平成28（2016）年	クリーンウッド法成立 伊勢志摩サミット	首脳宣言で違法伐採の根絶への対応を明記

現行クリーンウッド法の概要

- **事業者**は、木材等を利用するに当たっては、**合法伐採木材等を利用するように努めなければならない**旨を規定。
- **木材関連事業者**が**取り組むべき措置**として、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の**法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）**等を規定。
- 取り組むべき措置を**確実に講ずるもの**は、主務大臣が登録した登録実施機関による**登録を受けることができる**。
- 附則において、**施行後5年を目途**として、**施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる**ことを規定。

□ 現行クリーンウッド法^{※1}の基本的な仕組み



※1 施行日：平成29年5月20日

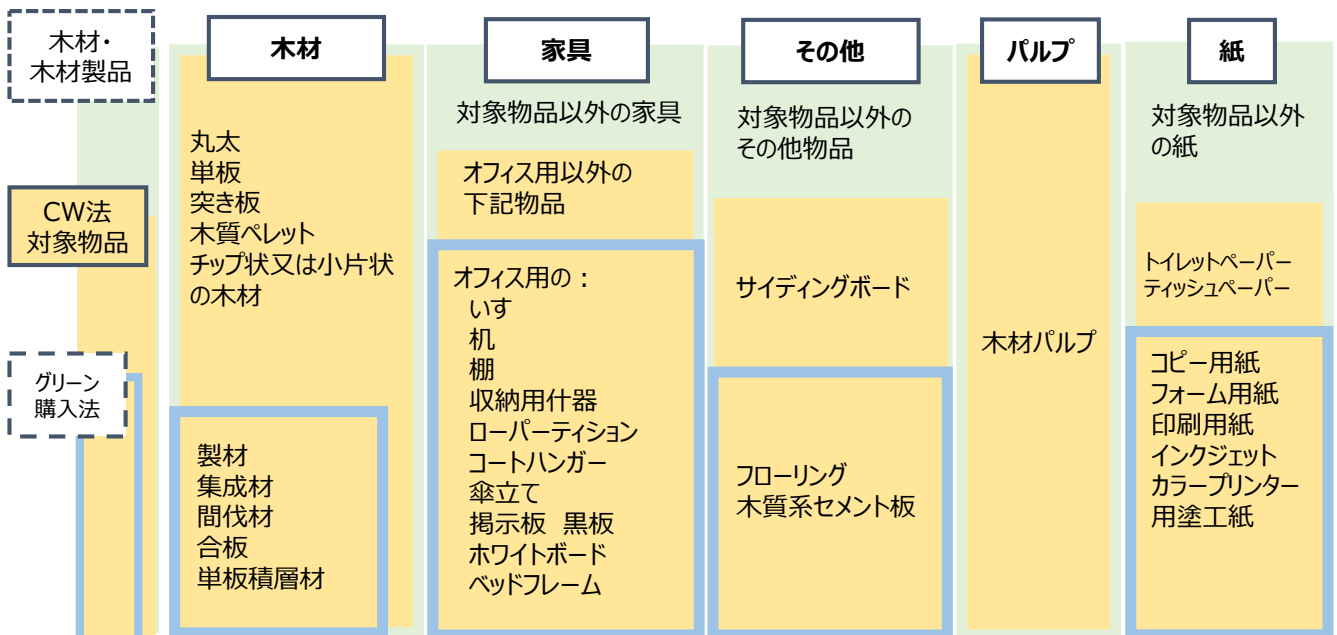
※2 農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

2

現行クリーンウッド法の対象物品

- 木材等：**木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品**（リユース、リサイクル品を除く）。

□ 現行クリーンウッド法の具体的な対象物品

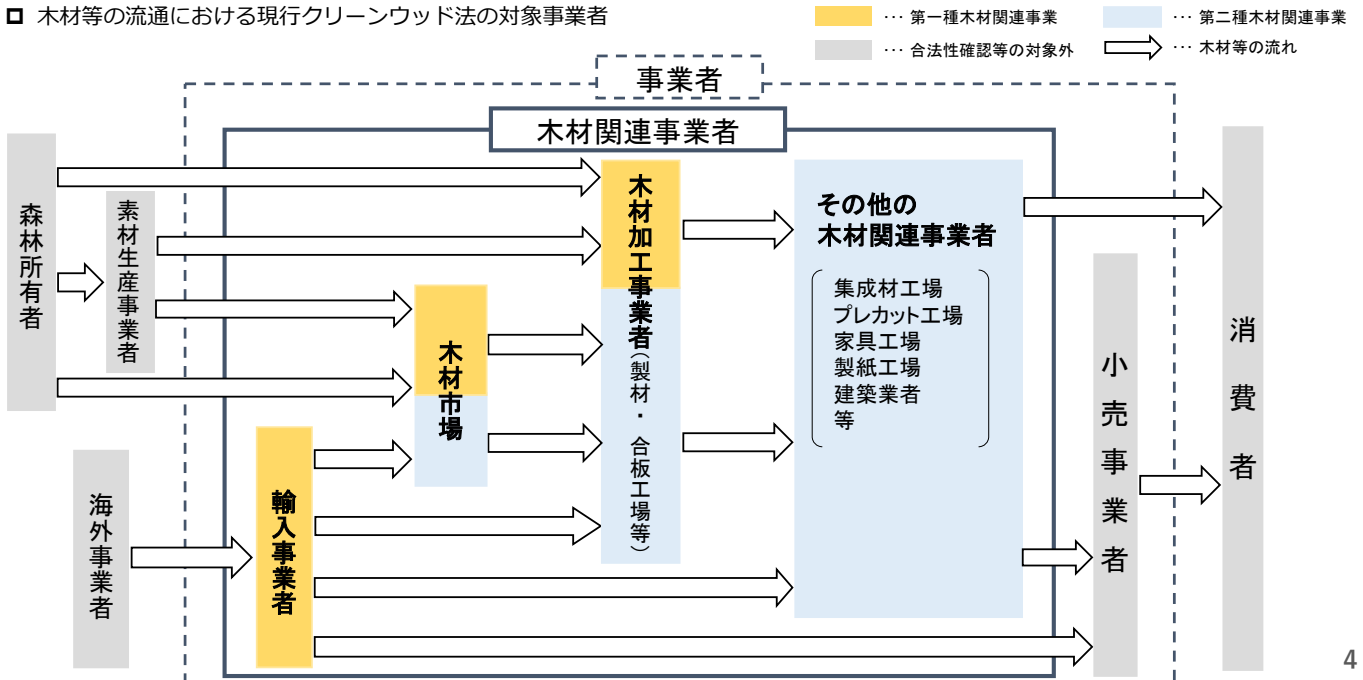


3

現行クリーンウッド法の対象事業者

- 木材関連事業者：木材等の製造、加工、輸入、輸出、販売（消費者に対する販売を除く。）、利用等の事業を行う者。
- **第一種木材関連事業**：**樹木の所有者から丸太を譲り受け、加工・輸出・販売を行う事業、木材等の輸入を行う事業。**
- 第二種木材関連事業：第一種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業。

□ 木材等の流通における現行クリーンウッド法の対象事業者



4

現行クリーンウッド法の施行状況（制度の普及啓発等）

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るため、林野庁において、情報提供サイト「**クリーンウッド・ナビ**」を開設し、制度の概要や主要な木材輸出国等の木材の伐採に関する法令情報等を提供。
- 木材関連団体等の協力を得て、一般消費者を含めた普及啓発活動や、木材関連事業者を対象とした登録促進セミナー等を実施。
- 令和3年に実施したアンケート調査によると、**第一種木材関連事業者は取り扱う木材等の約8割について合法性を確認できた**と回答。

□ 林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」
 (<https://www.rinya.maff.go.jp/riyou/goho/index.html>)



- ・ クリーンウッド制度の解説、登録木材関連事業者に関する**登録の方法・登録事業者一覧、合法性確認の方法等に関する手引・Q&A**、分かりやすい動画等の発信のほか、問合せ窓口を設置。
- ・ 国別情報として、**35の国や地域**（令和4年12月現在）について、**木材等の生産及び流通の状況、合法伐採木材等に関する法令や手続、合法性の確認に活用できる書類の事例**等を掲載。
- ・ 登録木材関連事業者による合法伐採木材等の確認等の先進事例を掲載。



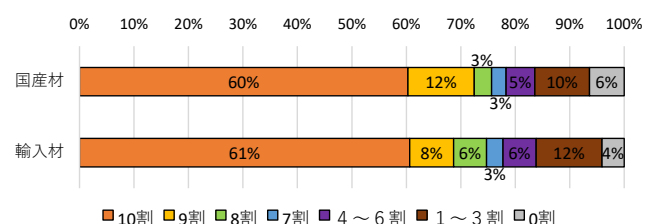
□ 普及啓発活動等

合法伐採木材等の利用を促進するための国・登録実施機関・業界団体等からなる協議会（H29-R3：38回）、一般消費者も参加する展示会等（同58回）、木材関連事業者向けのセミナー（同347回）を開催。



（左）展示会における普及活動の様子（令和3年度、東京都）
 （右）木材関連事業者向けのセミナーの様子（令和3年度、青森県）

□ 合法性が確認できたとする第一種木材関連事業者



出典：林野庁「クリーンウッド法定着実態調査（令和3年実施）」

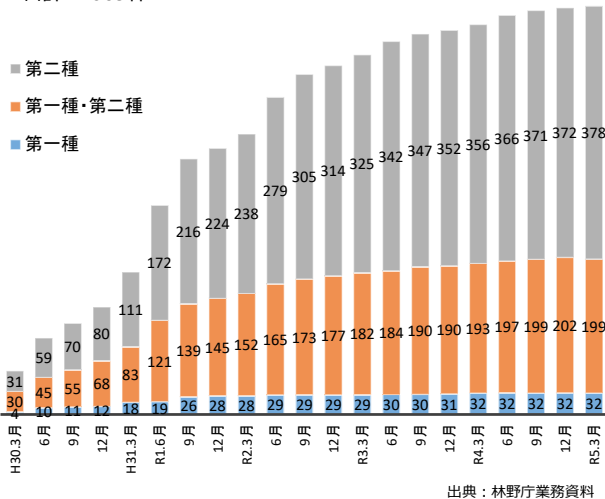
5

現行クリーンウッド法の施行状況（登録木材関連事業者の動向）

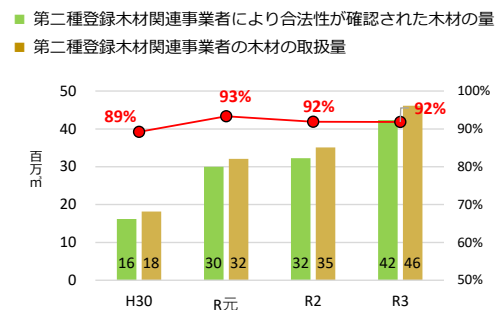
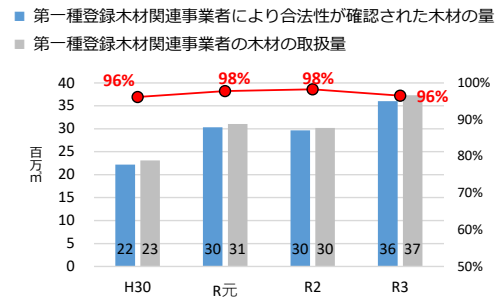
- 合法性の確認等の措置を確実に講ずる登録木材関連事業者の登録件数は、約600件（令和4年12月末現在）。
- 登録木材関連事業者は、取り扱う木材のうち第一種で96%、第二種で92%について合法性が確認された木材を取り扱っており（令和3年度）、合法伐採木材を積極的に取り扱う傾向。
- 登録木材関連事業者への優遇措置として、補助事業における加点等を措置。

登録木材関連事業者の登録件数の推移

- 【令和5年3月31日現在】
- 第一種のみ登録：32件
 - 第一種・第二種の登録：199件
 - 第二種のみ登録：378件
 - 合計：609件



登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の割合



違法伐採対策に関する各国の動向

- 世界的には、G7 関連会合やAPEC林業担当大臣会合において深刻化する地球規模の環境問題への注目が高まる中、違法伐採も話題に。
- 各国においても、違法伐採対策に関する法令を制定又は改正する動き。EU、豪州では、市場における最初の出荷者等に対し、違法伐採のリスクの確認等（デュー・デリジェンス）の義務を課している。
- 我が国としても、より積極的に違法伐採対策を講ずる必要。

国際社会における違法伐採議論

- G7 農業大臣会合 コミュニケ（2022年5月）（抜粋）
 パラ25 恒常的な森林の喪失は、気候、生物多様性、土壌ひいては、食料安全保障や栄養を脅かす主たるものである。そのため、持続可能な方法で管理された森林において生産され、合法的に収穫された木材製品の消費促進にコミットする。（以下略）
- 第5回 APEC林業担当大臣会合 議長声明（2022年8月）（抜粋）
- 6. 会合では、以下の重要な課題が取り上げられた。
 - c) 各エコノミーにおける効果的な政策の確立と実施、APECエコノミー間での情報と優良事例の共有、合法的な木材の取引の促進により、違法伐採や関連の取引への対策のための協力関係を強化する。
 - d) 違法伐採対策、EGILAT やその他のイニシアティブへの共同参加を通じて合法的な木材取引を促進し、持続可能な森林経営から生産された木材・木材製品の利用を促進するため、国際機関や民間セクターを含む関係者との協力を更に強化する。

各国の制度

EU	<ul style="list-style-type: none"> EU市場における最初の木材の取扱者を対象 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
豪州	<ul style="list-style-type: none"> 木材輸入業者、国産丸太加工業者を対象 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を輸入又は加工した場合に罰則あり
米国	<ul style="list-style-type: none"> 木材の輸出、売買を行う全ての者を対象 違法伐採木材を取り扱わないよう十分な注意義務を課す 違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 木材輸入業者を対象 木材の合法性証明書類を提出しなければ輸入を禁止
中国	<ul style="list-style-type: none"> 2020年の森林法改正により違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置し、その詳細である施行規則を検討中
NZ	<ul style="list-style-type: none"> これまで法制度はなかったが、新たに合法性を担保する制度の導入を検討中

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

- 合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等を把握するため、令和3年9月から**学識関係者や業界関係者等から成る検討会を開催**。
- **木材関連団体やNGO等に対するヒアリング等を実施しつつ議論を重ね、令和4年4月に「中間とりまとめ」を整理**。クリーンウッド法について**一定の成果があったとした上で、課題や今後の方向性を指摘**。

□ 検討会委員

青木 富三雄	(一般社団法人住宅生産団体連合会)
岡田 清隆	(日本木材輸入協会)
久保山 裕史	(国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所)
立花 敏 (座長)	(国立大学法人筑波大学)
塚本 愛子	(公益財団法人高知県のいち動物公園協会)
飛山 龍一	(全国森林組合連合会)
松田 俊一	(一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会)
森田 一行	(一般社団法人全国木材組合連合会)

□ 開催状況 (令和3年9月～令和5年1月)

【第1回】	令和3年9月29日	検討会メンバーからの話題提供 (1)
【第2回】	10月11日	検討会メンバーからの話題提供 (2)
【第3回】	10月25日	NGO等からのヒアリング (認定NPO法人 FoE Japan、(公財) 世界自然保護基金ジャパン (WWFジャパン)、(公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES)) 登録実施機関との意見交換概要報告
【第4回】	11月10日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング① ((一社) 全日本木材市場連盟、日本合板工業組合連合会、全国素材生産業協同組合連合会、国産材製材協会、日本集成材工業協同組合)
【第5回】	11月29日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング② (日本合板商業組合、(一社) 全国建具組合連合会、(一社) 日本建設業連合会、日本製紙連合会、(一社) 日本型枠工事業協会、全国建設労働組合総連合)
【第6回】	12月10日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング③ ((一社) 日本家具産業振興会、(一社) 日本木材輸出振興協会) 素材生産事業者等への調査報告
【第7回】	令和4年1月13日	これまでの議論の振り返り
【第8回】	3月2日	とりまとめの議論
【第9回】	令和5年1月23日	中間とりまとめ等を踏まえた見直しの方向性について報告

□ 「中間とりまとめ」の概要

主な課題	実効性確保に向けた今後の方向性
①制度への理解、木材関連事業者の参画が不十分	<制度への参加者の拡大> ・普及活動等を通じ、 制度に参画する木材関連事業者を拡大すべき 。 ・ 第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化も選択肢 。 ・消費者に対する普及は、「木づかい運動」等との連携も効果的。
②流通段階やリスクに応じたメリハリのある対応が必要	<国内市場における木材流通の最初の段階での対応> ・ 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要 。 ・輸入木材等については、税関との連携なども検討すべき。 ・国産材については、 素材生産事業者の関与も検討すべき 。 <流通のその他の段階 (川中・川下) での対応> ・川中・川下の木材関連事業者の役割は、合法性の確認情報の連鎖。 ・川中・川下の木材関連事業者や消費者から、川上に合法性が確認された木材等をしっかりと求めていくことが重要。 <リスクを踏まえたメリハリのある対応> ・輸入木材等については、違法伐採に係るリスク度合いを考慮した対応が重要。 ・国際機関やNGO等の情報も活用し、政府が伐採国等に関する情報を収集し、木材関連事業者に分かりやすく提供すべき。
③事業者による合法性確認に関するルールが不明瞭	<合法性確認の手法の明確化> ・木材関連事業者が 合法性の確認を行う際の内容やルール、手法について、政府が指針等を示すべき 。 <合法性確認木材等とそれ以外の木材等の取扱い> ・合法性が確認された木材等を選択できる環境を整備する必要。 ・最終的には全て合法性が確認された木材等とすべきであるが、当面は分別管理を適切に行っていく必要。
④業界団体やNGO等との連携が必要	<CW法の執行等の仕組み> ・ 政府が合法性確認の実施状況を把握し 、必要に応じて適切な措置をとる必要。 ・業界団体、NGO、有識者などとの連携が重要であり、それぞれの役割を明確にして取り組んでいく必要。
⑤木材関連事業者の負担への配慮が必要	<類似制度との整理> ・グリーン購入法及び林野庁ガイドライン等との整理を図る必要。 <デジタル技術の活用等> ・ 木材関連事業者の負担軽減 のため、ペーパーレス化を含むデジタル技術の活用等に向けた行政による支援を検討すべき。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

令和5年
5月8日 公布

1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、**森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ**。
- 現行制度は、①事業者**に合法伐採木材等の利用の努力義務**を課するとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**する等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化が必要**。

2. 法律の概要

(1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し**、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①**原材料情報の収集、合法性の確認**、②**記録の作成・保存**、③**情報の伝達を義務付け** (第6条～第8条)。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し**、当該木材関連事業者からの求めに応じ、**伐採届等の情報提供を行うことを義務付け** (第9条)。

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

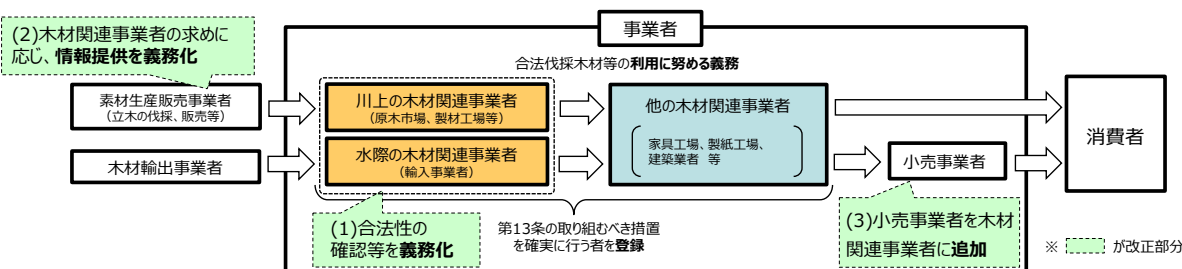
- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加し**、登録を受けることができるよう措置 (第2条第4項)。

(4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等**を措置 (第10条、第11条、第45条等)。
- 木材関連事業者が(1)のほか、**合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようになるための措置等**を明確化 (第13条)。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請**を措置 (第12条、第41条)。

3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日



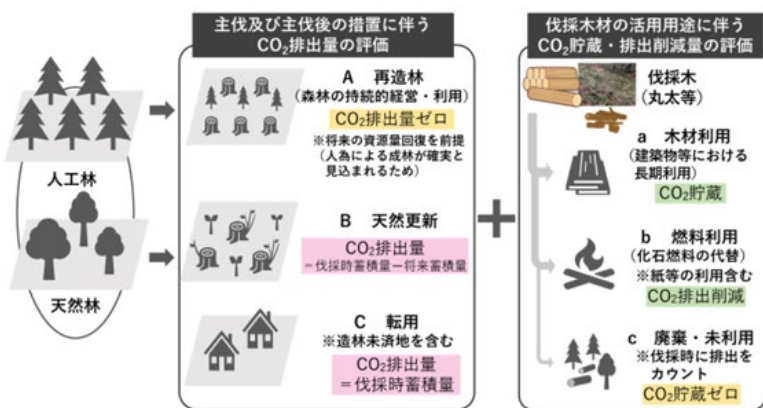
森林等への投資を巡る環境変化

- **世界的に**、気候変動対応や生物多様性等の環境を考慮する**ESG投資の流れが加速**。
- 米国等では、長期的な収益確保を期待する森林投資が存在。**国内では**、これまでほとんど事例はなかったが、**環境貢献への効果を追い風にして、森林等への投資期待の高まり**。
- 農林漁業法人等投資育成制度による投資対象の林業分野への拡大、改正地球温暖化対策推進法による森林保全等を投資対象に含む官民ファンドの設立予定など、**森林等に対する投資環境整備が推進**。
- 令和4年6月には、「森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討会」により、「**カーボンニュートラルの実現等に資する森林等への投資に係るガイドライン 中間とりまとめ**」が示され、**その中で、「カーボンニュートラルへの貢献度」や「生物多様性確保へのインパクト」等についての簡便な評価手法を提示**。

森林等への投資プロジェクトの評価手法

(1)カーボンニュートラルへの貢献度評価

①主伐及び主伐後の措置に伴うCO₂排出量の評価、②伐採木材の活用用途に伴うCO₂貯蔵・排出削減量の評価を個別又は合算して総合的に評価。



(2)生物多様性保全等への貢献度評価

森林・林業基本計画で定める「森林の有する公益的機能の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展」の施策の方向に合致しているかどうかを定性的に確認。

- ① 森林の公益的機能の維持・発揮に直接つながる事項
 - ・ 主伐箇所以外を含む投資プロジェクト全体の適切な森林施業の実施
 - ・ 森林認証制度の取得状況等
 - ・ **クリーンウッド法の登録や合法伐採木材等の取扱い** など
- ② 森林・林業・木材産業に関する投資プロジェクトの特性を踏まえた事業の安定性確保の確認に資する事項
 - ・ 森林経営計画の作成
 - ・ 造林の省力化・低コスト化
 - ・ 労働安全衛生や労働環境改善
 - ・ 地域貢献 など

10

SDGsをキーワードとしたサプライチェーンの連携

- 森林・林業・木材産業は、目標15「陸の豊かさを守ろう」を中心に、様々なSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）に貢献。
- 環境問題など持続可能性への関心の高まりから、林業・木材産業関係者に加え、様々な主体による森林との多様な関わりが広がりつつある。森林の整備・保全や地域活性化にもつながっており、「SDGs」をキーワードとした持続可能なサプライチェーンを構築する好機。



注1: アイコンの下は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。
 注2: このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール10は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

11

木材関連事業者の登録制度のご案内

登録制度とは？

- 合法性の確認等の措置を確実に講ずる事業者を登録する制度です
- 木材関連事業者は登録実施機関に対して登録を行います
- 登録木材関連事業者の登録件数は、約600件です

登録するとどうなるのか？

- 「登録木材関連事業者」の名称を使用することができます
- 登録実施機関に対して、毎年1回、実施状況の報告をします
- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されます
- 登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることができます

登録のメリット

- 無登録の事業者との差別化
- 法律に位置づけられた事業者として社会的評価が向上
- 地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者として信頼性が向上



(一社) 全国木材組合連合会作成

□ 登録関連情報：林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に下記の情報を掲載

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>：上記PR資料内の二次元バーコードからもアクセス可能)



・登録に関するパンフレット



・登録実施機関一覧



・登録木材関連事業者一覧



2024年3月5日

検討委員会（第3回）配布資料（林野庁）

令和6年度事業の取組予定について

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となることを目標として、まずは令和7年4月1日の改正法の円滑な施行に向けて、改正内容について周知等を図ってきた。

次年度も、引き続きの周知等、この目標の達成のために必要な取組を進めて行く中、当事業も継続して実施の予定。

○令和6年度に実施予定の事業（詳細は別紙）

- ✓木材関連事業者等に対する研修等への支援
 - ・合法性確認の実施や体制整備等に取り組む事業者に対する研修等の実施、消費者への普及啓発等を支援
 - ・有識者から成る検討委員会の開催（※）
- ✓合法性確認実施指導者養成
 - ・業界団体の職員や行政関係者等への実践的な研修
- ✓改正法の周知
 - ・事業者や消費者向けのパンフレットの作成
 - ・改正内容や運用について業界団体や行政関係者等への説明
- ✓国別・地域別の違法伐採関連情報の調査
 - ・3か所程度の国・地域の調査を実施予定
- ✓クリーンウッド・ナビの更新
 - ・改正法の詳細な情報を掲載した新たなページの作成
 - ・令和5年度に調査した国別情報（インドネシア、中国、タイ）を更新
 - ・下記システムポータルのページ追加
- ✓流通木材の合法性確認システムの開発
 - ・施行に間に合うように令和6年度中に開発予定

※次年度の当委員会での議題案

- ✓研修実施方針の検討や教材等の作成
 - ・今年度資料より内容のスリム化、重要度に応じた再構成、対象者に応じた使い分け等の検討
 - ・本年度の研修教材に盛り込んだ手引き（フローチャート・チェックリスト）について、改正法に対応した更新が必要

クリーンウッド法と合法性の確認について

～クリーンウッド法の概要及び合法性確認と
ガイドラインに基づく合法木材証明制度～



〇〇(令和〇)年〇月〇日(〇)

一般社団法人全国木材組合連合会
(令和5年度合法性確認能力強化、消費者への普及啓発
検討委員会)



1

本日の構成

はじめに

- 1 違法伐採とは何か
- 2 日本の違法伐採対策の経過
- 3 グリーン購入法と林野庁ガイドライン
- 4 デュー・デリジェンス(DD)と海外の動向
- 5 クリーンウッド法の概要
- 6 クリーンウッド法に基づく合法性の確認
- 7 登録制度について
- 8 クリーンウッド法に関する情報サイト
- 9 クリーンウッド法の改正について

2

はじめに～世界の潮流～

SDGs(持続可能な開発目標)



- 2015年の国連サミットで採択
- **2030年のあるべき姿**として17のゴールと169のターゲットを提示
- 17のゴールの中で
 - ・11 **住み続けられるまちづくりを**
 - ・12 **つくる責任つかう責任**(持続可能な消費と生産の形態を確保する)
 - ・13 **気候変動に具体的な対策を**
 - ・15 **陸の豊かさを守ろう**(陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、…)
 - ・16 **平和と公正をすべての人に** …

森林・林業・木材産業は、目標11、13、15など様々なSDGsの目標達成に大きく貢献できる可能性

ESG(環境・社会・企業統治)投資

- ・環境・社会への配慮、法令順守の観点から投資の対象を選択
- ・人権DD(デュー・デリジェンス)等、製造時点での法令順守も商品選択の際の重要な要素に



3

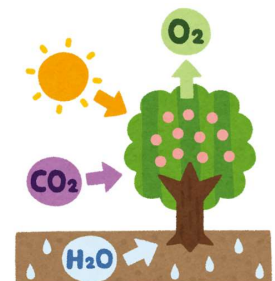
はじめに～世界の潮流～

森林への投資

- ・企業も森林に期待(森林への投資が拡大)
- ・米国等では、長期的な収益確保を期待する森林投資が存在。国内でも環境貢献への効果をアピールできるとして森林等への投資の期待が高まっている

伐って・使って・植えて・育てる

- ・持続的な森林経営とそこから産出された木材利用の重要性がアップ
- ・森林資源の循環利用・・・**木材産業がカギに**



脱炭素社会の実現に向けてこの潮流はより強い流れに

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(令和3年10月1日施行)

4

1. 違法伐採とは何か

(1) 違法伐採の定義、考え方

違法伐採：一般的に、それぞれの国の法律に反して行われる伐採
(国際的に合意された定義はない。)

概ね以下のケースが違法伐採に該当

- ① 国立公園や保護区の森林といった伐採禁止エリアで伐採
- ② 得べき許可を受けずに伐採(許可証の偽造を含む)
- ③ 許可された量、面積、区域等を越えての伐採
- ④ 先住民等の権利を不当に侵害して伐採 等



違法伐採が引き起こす問題とは

- 木材生産地の環境破壊 (→水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等)
- 地球温暖化の進行 (→森林減少・劣化によるCO₂排出)
- 不公正な貿易 (→適正なコストを払わない木材が不当に安く販売される)
- ゲリラやテロ組織への資金供給



5

1. 違法伐採とは何か

(2) 違法伐採の事例：構造と様態に大きな変化

日本のメディア等で報道される事例は、比較的大規模・悪質なものと考えられる。地元行政機関や軍部の汚職によるものや、テロ組織の資金源になっているケース等も報告されているが、氷山の一角と言われている。

① 途上国の法整備、執行体制の強化

インドネシア、マレーシアを含め、途上国において違法伐採対策、輸出許可等実効性のある取組みが進展
途上国における森林認証制度の普及、天然林の伐採量の減少

② 輸入国、消費国の需要者、消費者の意識の変革

消費者の間に、木材・木材製品の出所、由来、持続可能性に留意する意識が拡大
木材関連企業のCSR、CSVの中での、合法性、持続可能性の追求、差別化

③ 中間貿易国の増加

木材の伐採国から消費国への直接貿易から、中国、ベトナムなど中間加工国を通じた貿易の急速な拡大
→伐採国での合法性の確認が困難に

①違法伐採の形態が多様化 →実態に応じた個別の対策が必要

②違法伐採木材の市場からの排除

→疑わしい木材から信頼できる木材へのシフト(SDGs、ESG投資の面からも環境等に配慮した木材への関心が高まっている)

6

2. 日本の違法伐採対策の経過

グリーン購入法の活用

国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律(グリーン購入法)(平成12年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、国等の公的部門における調達の推進、情報の提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国等における調達の推進

基本方針*の策定(閣議決定・毎年度見直し)

- >各機関が調達方針を作成する際の基本的事項



国等の各機関(国会、裁判所、各省庁、独立行政法人等)

- >毎年度「調達方針*」を作成公表
- >調達方針に基づき調達推進
- >調達実績の取りまとめ、公表、環境大臣への通知

*基本方針や各機関の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の判断基準・調達目標を明記

地方公共団体・地方独立行政法人

- >毎年度、調達方針の作成に努める(努力義務)
- >調達方針に基づき調達推進(努力義務)

事業者・国民

- >できる限り環境物品等を選択(一般的責務)

情報の提供

メーカー、環境ラベル団体等:適切な環境情報の提供

国(政府):上記の情報を整理、分析して提供

○平成18年基本方針変更:合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加
→「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の策定(林野庁)
...合法性の判断基準を公表

7

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン 2006(平成18)年2月 林野庁

1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付。

3. 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。(製紙メーカーが採用)

8

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

森林認証について

認証管理団体

認証機関



FM認証

林業者が、認証を受ける

持続可能な森林経営や環境に配慮しているか、審査・認証する



CoC認証

流通・加工業者が、認証を受ける

流通・加工時に、認証材とそうでないものが混ざらないよう管理しているか、審査・認証する



日本の森林認証制度



相互承認



緑の循環認証会議(日本)

PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)

FSC (Forest Stewardship Council)

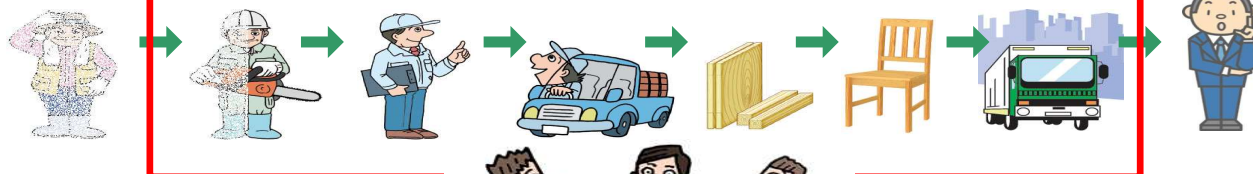
他にも国や地域独自の認証制度があり、PEFCと相互承認しているものもある

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法 ①

業界団体による認定事業者

森林所有者 → 素材生産業者 → 原木市場 → 木材流通 → 製材業 → 加工業 → 納入業者 → 消費者



業界団体: 審査のうえ事業者を合法木材供給事業者として認定



信頼を持って受け入れられるように、「**業界をあげた継続的な努力**」が必要。

例: 認定団体研修、認定事業者研修の定期的な開催、合法木材ナビ等での情報公開(合法木材取扱実績の報告、認定事業者名簿の公表等)

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法 ②

(分別管理)

分別管理の場所を有していること

分別管理の方法が定められていること

(帳票管理)

入出荷、在庫の管理簿等が整備されていること

関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること

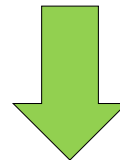
(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること

<認定事業者の責務>

・認定団体が実施する認定事業者研修には**必ず出席**する

・合法木材取扱実績報告は**毎年必ず認定団体に提出**する



責務を果たさない事業者は、**認定取り消し**も！

制度・業界全体の信頼性を確保するためにも必要

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法 ③

合法木材であることの証明書の例

番号2005010001
平成 年 月 日

納品書(出荷伝票)

〇〇〇〇木材(株) 販
住所: 〇〇市〇〇字〇〇

〇〇〇〇製材所
認定工場番号: □□県木連0001号
氏名: 山田 一郎 印
住所: 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番地
電話: XXX-YYY-ZZZZ

発地(出荷場所) 〇〇〇〇製材所 〇〇工場
発地(納入場所) 〇〇〇〇木 材 〇〇製品市場

物種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額

認定番号を明記
(第三者から信頼性を保証されていることがわかる)

物品ごとに伐採時の合法性を証明していることを明記

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。



取引先から求められなくても、**合法木材には必ず証明書をつけてください。**

「うちは認定を受けているから、証明書がなくても大丈夫(すべて合法)」とはなりません！
過去に出荷したものについて、さかのぼって証明書を発行することもできません。

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

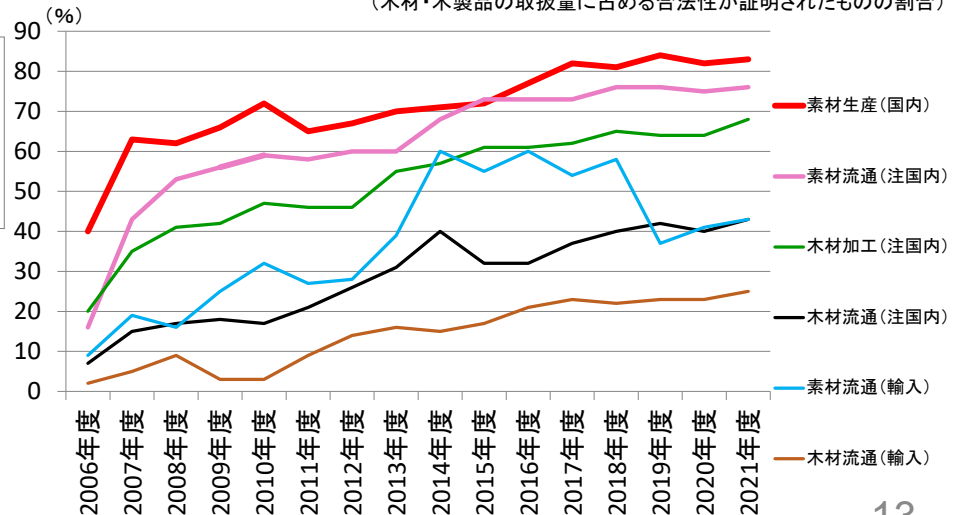
業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法 ④

ガイドラインに基づく合法木材供給の取組(実績)

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績

(木材・木製品の取扱量に占める合法性が証明されたものの割合)

149の認定団体が
12,088件を認定
(2024年1月末時点、合法木材ナビより)



※注国内:国内における流通加工業にかかるとともに一部輸入材も含む

13

4. デュー・デリジェンスと海外の動向

(1) デュー・デリジェンス(DD:企業/事業者が果たすべき注意義務)とは?

自らの事業、サプライチェーン及びその他のビジネス上の関係における実際の及び潜在的な負の影響(リスク)を企業が特定し、防止・軽減するとともに、これら負の影響にどの様に対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセス。(責任ある企業行動のためのOECDデュー・デリジェンスガイドより)

デュー・デリジェンスの実施例(合法性確認の方法…後ほど具体的にご紹介します)

1. 木材・木材製品の情報の確認(情報へのアクセス)

- ① 木材・木材製品に適用される法律を遵守していることを示す書類及びその他の関連情報
- ② 樹種名、伐採国(必要に応じ、伐採地域、伐採許可の有無)
- ③ 木材・木材製品を供給した者の名称、所在地

2. リスク評価の実施(リスクアセスメント) …上記1.に加えて

- ① 該当する樹種の違法伐採の状況、
 - ② 生産地における違法伐採の状況、
 - ③ 流通経路、
- 等もふまえ、取り扱おうとする木材・木材製品のリスク(負の影響)を評価。

3. 最終判断(→リスクの緩和・低減)

上記2.に基づき、取引見合わせ/追加書類の確認による再評価/取引実行等を判断。

14

4. デュー・デリジェンスと海外の動向

(2) 海外の動向

①米国:レイシー法

1. 対象品目…ほとんどの木材製品が対象(チップ・薪、炭、丸太…、杖・鞭、ピアノ、その他弦楽器、拳銃の付属品…)
2. 対象者…木材の輸出入、売買を行う全ての者
3. 義務または禁止されている事項
違法伐採木材を取り扱わないよう十分な注意義務(デュー・ケア)が課される
4. 違法伐採木材を取引した場合に罰則あり(実際に罰則を受けた企業も)

②EU:木材規則(EUTR)

1. 対象品目…ほとんどの木材製品が対象(チップ・薪、丸太、枕木、製材…合板・集成材、額縁…)
 2. 対象者…EU市場における最初の木材の取扱者
 3. 義務または禁止されている事項
市場に木材・木材製品を出荷する際、違法伐採のリスクの**確認義務(デュー・デリジェンス)**が課される
 4. デュー・デリジェンスを行っていなかった場合、違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
- ※2023年5月に「**森林減少・劣化に関連する農林産物に対する規則(EUDR)**」が正式署名(対象:木材・木材製品、パーム油、牛・牛肉、大豆、コーヒー等)→森林減少リスクのDD義務化(合法性→持続可能性へ)

③オーストラリア(違法伐採禁止法)

木材輸入業者、国産丸太加工業者にDDを義務化。DD不履行の場合、罰則あり

④韓国(木材の持続可能な利用に関する法律)

木材輸入業者を対象とし、輸入の際は合法性証明書を提出

15

5. クリーンウッド法の概要

OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

OH18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン (世界に先駆けて実施)

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

○欧米等における法律の制定

(米)レイシー法(2008)

(欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊 等

〔 EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ 〕

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信 →議員立法で成立(2016年5月)

OR5(2023) 広島サミット

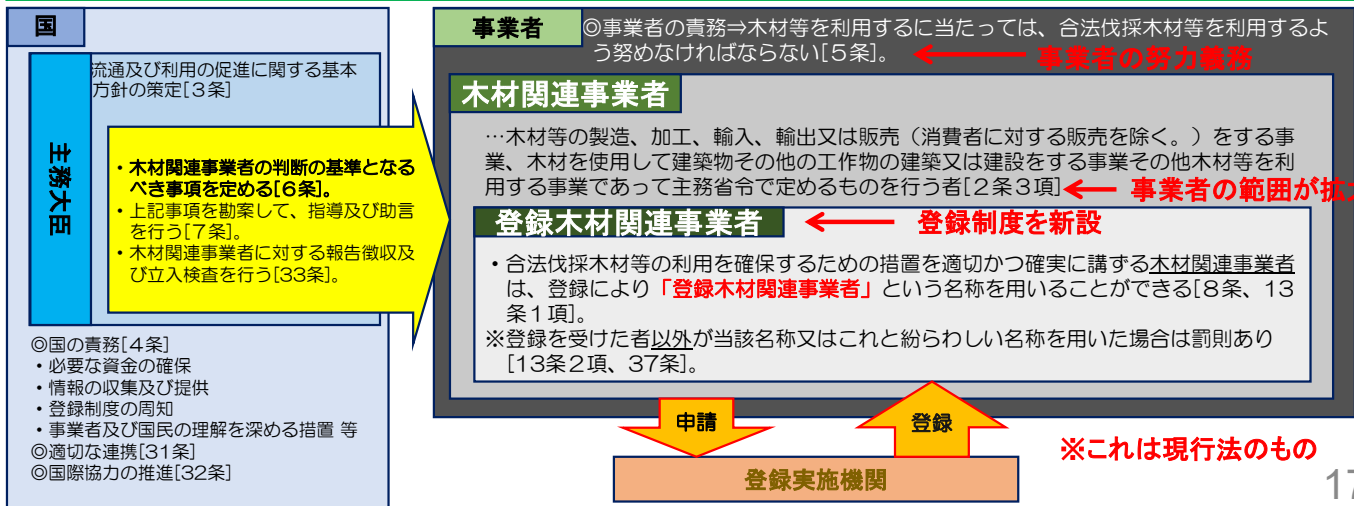
クリーンウッド法の改正法が成立(違法伐採対策を強化) →2023年4月成立、2025年4月1日施行

16

5. クリーンウッド法の概要

定義 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項] ← **国等に納めるものだけでなく民間の取引も対象**

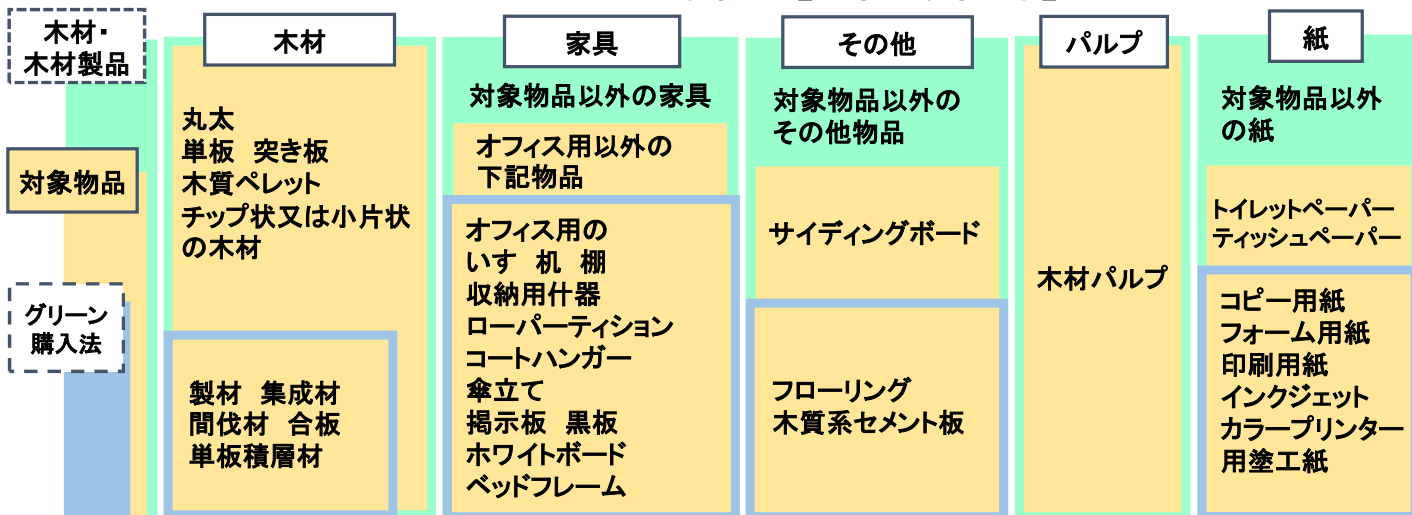
・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項] ← **対象となる物品が拡大**



※施行日：2017（平成29）年5月20日 ※農林水産省、経済産業省、国土交通省の共管

5. クリーンウッド法の概要

対象物品【2条1項関係】



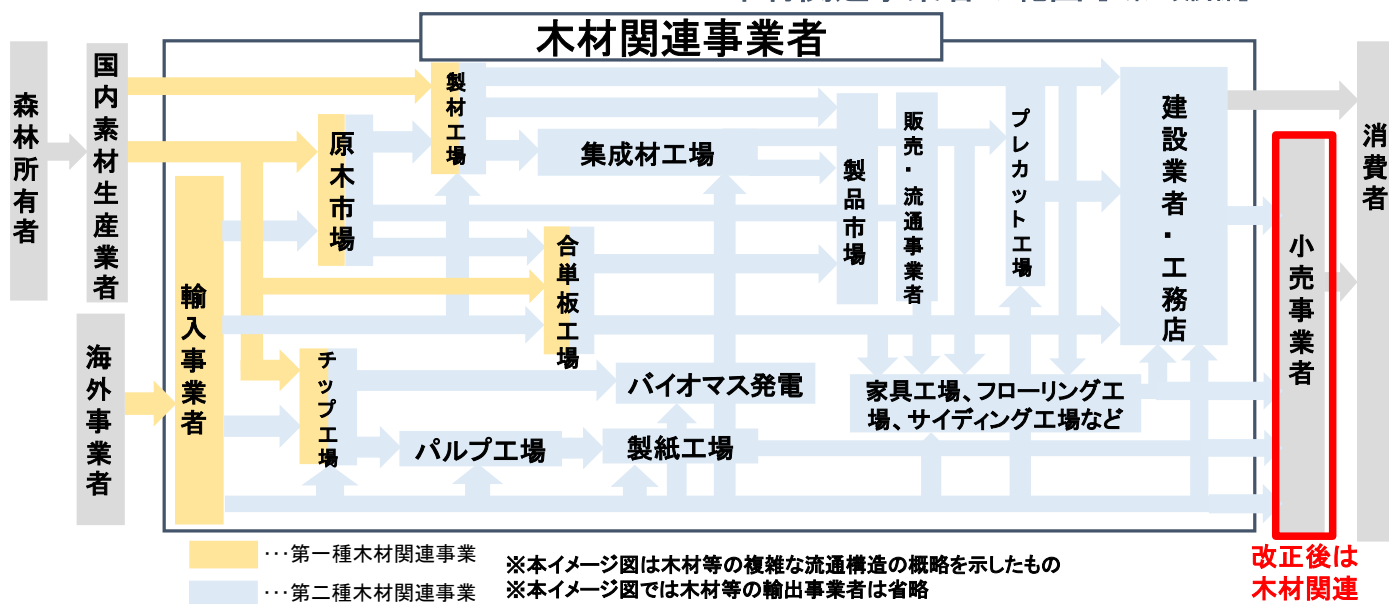
2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

木材に該当しないものの例：薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維版、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレット(Q&Aより)

5. クリーンウッド法の概要

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



2条3項 準において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

19

5. クリーンウッド法の概要

素材生産販売事業者の位置づけ

素材生産販売事業者…立木の伐採、販売等を行う事業者

○素材生産販売事業者は、クリーンウッド法で定める「木材関連事業者」ではない。
(スライド18参照)

○しかし、確認の出発点となる情報(伐採届、伐採許可証等)は、素材生産業者が取得
○第一種木材関連事業者が確認に必要な情報は、素材生産業者が持っている



素材生産販売事業者は極めて重要な位置にある。

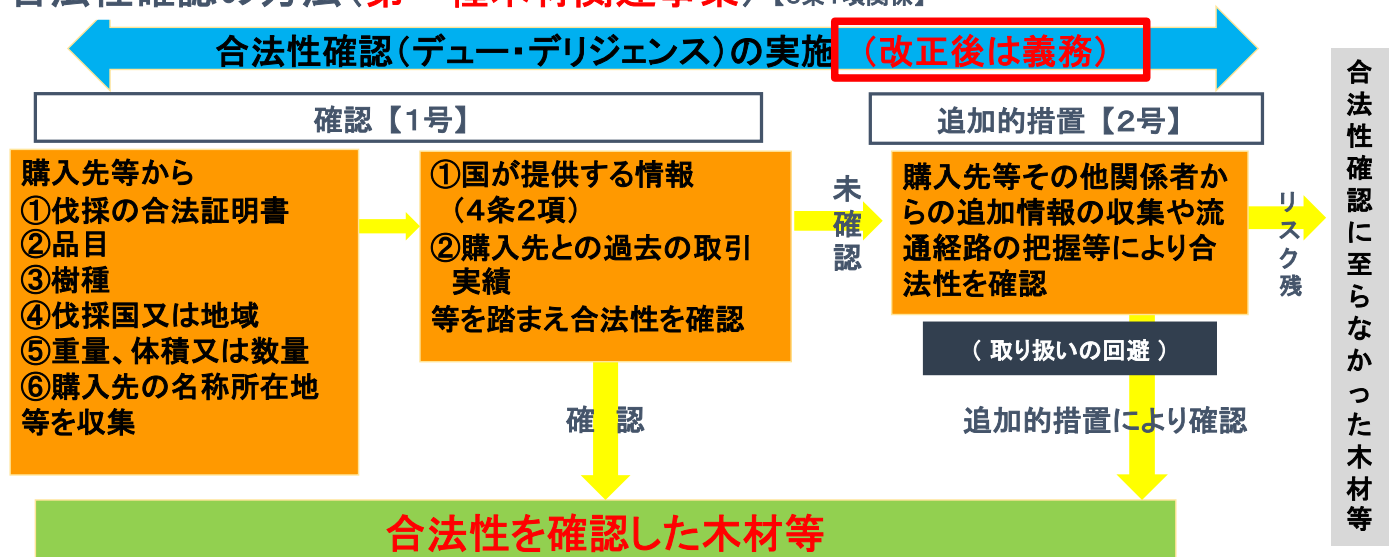
令和5年4月の改正法では、素材生産販売事業者は木材関連事業者の求めに応じて情報提供することが義務化される。



20

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

合法性確認の方法(第一種木材関連事業)【6条1項関係】



【6条1項】 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

第一種木材関連事業者が合法性を確認するための方法について (手法、ツールのご紹介)

林野庁委託事業の報告書として、クリーンウッド・ナビで手引きを公開(令和5年5月)
→https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r4/r4report_4.pdf



1. 「クリーンウッド法における合法性確認(デュー・デリジェンス)手引き」
…この中で、以下を提示
2. クリーンウッド法における合法性確認手順フローチャート
3. 木材等の合法性の確認のためのチェックリスト
チェックリスト1(情報収集)、チェックリスト2(リスク評価)、チェックリスト3(追加情報収集)

※この手引きは唯一絶対のものではありません。また、必ずこれを使わなければならないというものでもありません。すでに自社でDDの仕組みを作って合法性を確認されている場合は、この手引きは参考としてお考え下さい。また、合法性確認を継続して行っていくなかで、改善しながら制度の向上を図っていくことが必要です。

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

①「クリーンウッド法における合法性確認(デュー・デリジェンス)手引き」

【目的】

- 今まで合法性確認に取り組んでいなかった事業者…はじめの一步を踏み出す
- 合法性確認の手法に確信が持てずにいた事業者…その内容を確かなものにする
- 既に合法性確認を行ってきた事業者…より精緻な確認へレベルアップする

【内容】

I 解説編

- ・違法伐採問題を取り巻く状況
- ・木材等の合法性確認の意義

II 実務編

- ・合法性確認手順フローチャート → フローチャートに従って手順1~3を実施
- ・合法性確認の手順 → チェックリストを使って確認
 - 手順1:書類の収集<チェックリスト1>… 木材等の調達先に対し提供を求める事項
 - 手順2:違法伐採リスク評価<チェックリスト2>… 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項
 - 手順3:リスク緩和措置<チェックリスト3>… リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項

23

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

②「クリーンウッド法における合法性確認手順フローチャート」について

リスクベースアプローチの考えに基づく手順
 リスクベースアプローチとは…リスクを評価し、**そのリスクに応じて**、組織が考える水準を踏まえて**リスクを最小化する取り組み**。

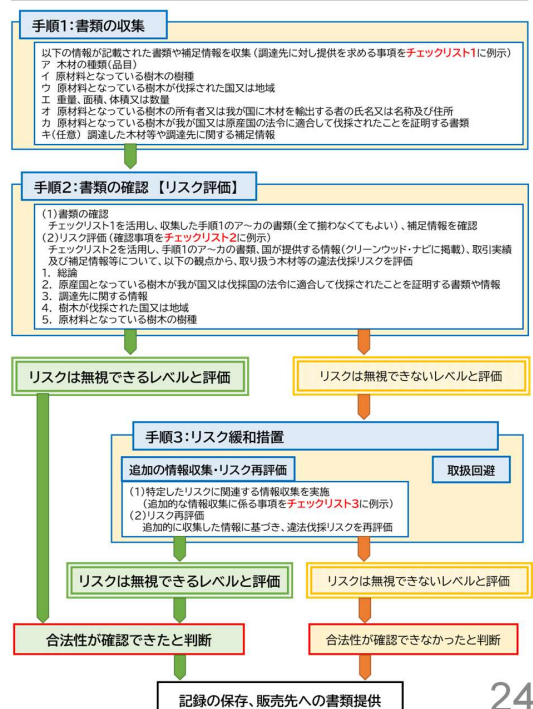
違法伐採のリスクが無視できるレベルか、そうでない(無視できない)か

【手順や評価項目を整理しておくメリット】

- ✓ 合法性確認の効率化
- ✓ 社内での業務標準化
- ✓ 調達先にとの様な木材が欲しいかを明示できる
- ✓ 客観的に合法性確認をしていることを対外的に説明する根拠となる

→手引きでは手順や評価項目を明示、そのまま活用することも、ひな形として利用することも可能

クリーンウッド法における合法性確認手順フローチャート



24

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

③「木材等の合法性確認のためのチェックリスト」を使った確認の流れ

※チェックリストはそのまま使うことも、自社の取扱品目用にひな形として活用することもできます

チェックリスト1を用いて、**収集した書類の確認**

チェックリスト2を用いて、**リスク評価** → **合法性確認の判断**

20のリスク評価項目

- 1 総論
- 2 法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報
- 3 調達先の事業者に関する情報
- 4 伐採国または地域の情報
- 5 樹種

チェックリスト2で違法伐採リスクが無視できないと判断した場合

チェックリスト3で**追加的情報収集、合法性確認の再判断**

25

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項

リストに載っている書類について収集できたものに☑

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト		
取引内容:		記入日: 年 月 日
取引相手:		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>枠あり : 基本的な使用方法</p> <p>枠なし : より効果的な使用方法</p> </div>
担当者:		
責任者:		
社内管理番号:		
木材等の調達先に対し提供を求める事項		
	収集した書類 (該当するものを選択)	自由記載欄
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	
	<input type="checkbox"/> その他 (具体的に記載):	
イ	<input type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類 (仕入書 (インボイス) 等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	
ウ	<input type="checkbox"/> その他 (具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類 (仕入書 (インボイス) 等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	
	<input type="checkbox"/> その他 (具体的に記載):	

当該事項について、記載のある書類をチェック

記載情報を記入

当該事項について、記載のある書類の具体的な名称を記入

出典: 2023年3月3日開催の林野庁事業報告会での発表資料より

26

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項(その1)

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項				社内管理番号:		
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。						
No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
	大	中	小			
1 総論						
(1)	<input type="checkbox"/>	収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。			ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています			ア、イ、ウ、エ、カ、キ	チェックした根拠を記入
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。			オ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています			ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています			ア	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>枠あり : 基本的な使用方法</p> <p>枠なし : より効果的な使用方法</p> </div>
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています			ア	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています			ア	
(4)	<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています			ア	
(5)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています			キ	

低リスク評価寄与度を3段階に設定

該当する項目にチェック

入れ子構造: 低リスク評価寄与度の上位の項目が確認できれば、下位の項目は省略可能

27

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項(その2)

確認できた項目に☑→一番下の欄の「**合法性が確認できた(違法伐採リスクは無視できるレベル)**」かどうか
に☑→「**確認できない(リスクは無視できないレベル)**」と判断したらチェックリスト3へ

(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていない	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>枠あり : 基本的な使用方法</p> <p>枠なし : より効果的な使用方法</p> </div>
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました			
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト3】へ			

大項目1~5の結果から、事業者自身が評価・判断を行う
※事業者自身が判断基準を設けることも考えられる

評価・判断を行った理由を記入

28

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項(その1) チェックリスト2で合法性が確認できなかったと判断したら、このリストで追加の情報収集を行う (リスクの低減・緩和)

追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号 (No.)	自由記載欄
取引関係者について		
(1) <input type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに以上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める		
(2) <input type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等、問い合わせる		
<input type="checkbox"/> 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題をしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
調達する木材そのものについて		
(1) <input type="checkbox"/> 木材の目視を行う		
(2) <input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う		
(3) <input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う		
(4) <input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う		
その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む		
(1) <input type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う		
(2) <input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する		
(3) <input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する	1, 2, 4, 5	

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法
- 枠なし : 項目の解説

実施した方法をチェック

取引関係者に関する追加情報を収集

樹種や伐採国の直接確認

以下の情報を記入
 ・ 具体的な収集方法
 ・ 収集した情報の内容
 ・ 追加情報に基づくリスク評価
 (必要に応じて外部情報も活用)

取引先や同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に対する問い合わせや確認

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項(その2) 上の項目に☑したら、一番下の欄の合法性が確認できたか、出来なかったかに☑

(4)	<input type="checkbox"/>	その他(具体的に記載):	-
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか?	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか?	
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったか?	

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法

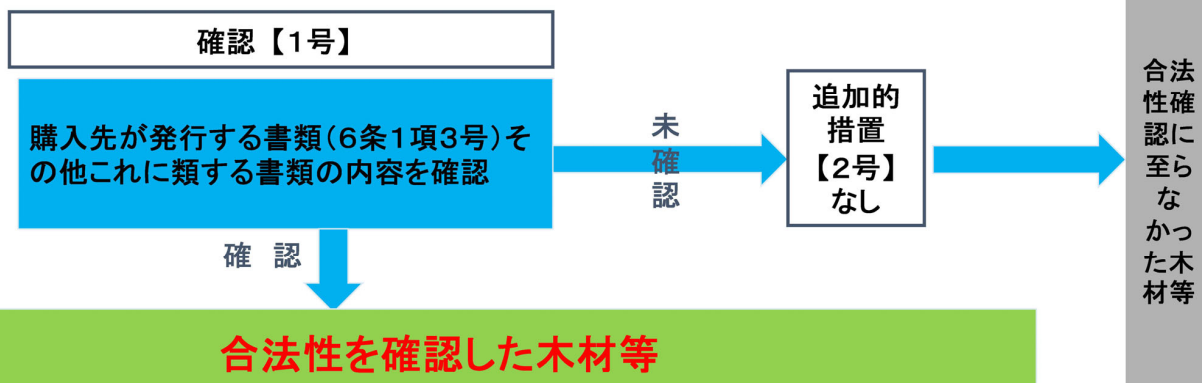
再評価・判断を行った理由を記入

追加的な情報収集の結果から、事業者自身がリスク再評価・合法性確認の再判断を行う
 ※事業者自身が判断基準を設けることなども考えられる

チェックリストの使い方の資料出典: 2023年3月3日開催の林野庁事業報告会での発表資料より

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

合法性確認の方法(第二種木材関連事業)【6条1項関係】



第二種木材関連事業者のやること

- 1 合法性が確認できた木材と確認できなかったものを分別して管理
- 2 管理の記録(納品書など)の保管
- 3 確認結果(確認出来た/できなかった)の伝達

31

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

木材等を譲り渡すときに必要な措置(情報の伝達)

譲り渡しの措置に用いる書類の一例

納品書 令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇 様

〇〇木材株式会社
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
 登録木材関連事業者
 登録番号〇〇-CLW-I-〇〇号
 ガイドラインに基づく事業者認定番号
 〇〇〇合法第〇〇〇号

商品名	樹種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考

上記の製品は、クリーンウッド法に基づく確認を行い、合法性が確認できたもの(確認できなかったもの)です。

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録(認定)番号を記載する

木材等について、その合法性の確認を行った旨、及びその結果をすべての木材関連事業者が必ず記載する

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログやホームページ等で取引先(譲り渡し先)へ提供することも想定されます。

※左の様式は一例であり、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨がわかるように記載されれば、その様式は問いません。(「クリーンウッド法の手引とQ&A」(Q33、Q35等)より

32

6. クリーンウッド法に基づく合法性の確認

林野庁ガイドラインに基づく合法木材証明書の扱いについて

確認【川上の事業者】

(第一種木材関連事業)

①伐採の合法証明書、②品目、③樹種、④伐採国又は地域、⑤重量、体積又は数量、⑥購入先の名称所在地、の内容を確認

確認【川下の事業者】

(第二種木材関連事業)

購入先が発行する書類(6条1項3号)その他これに類する書類の内容を確認

木材関連事業者は、ガイドラインに基づく「森林認証制度及びCoc認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林や木材等の認証制度(※)も合法性の確認に活用できることとする。 (基本方針 II-3-(3))

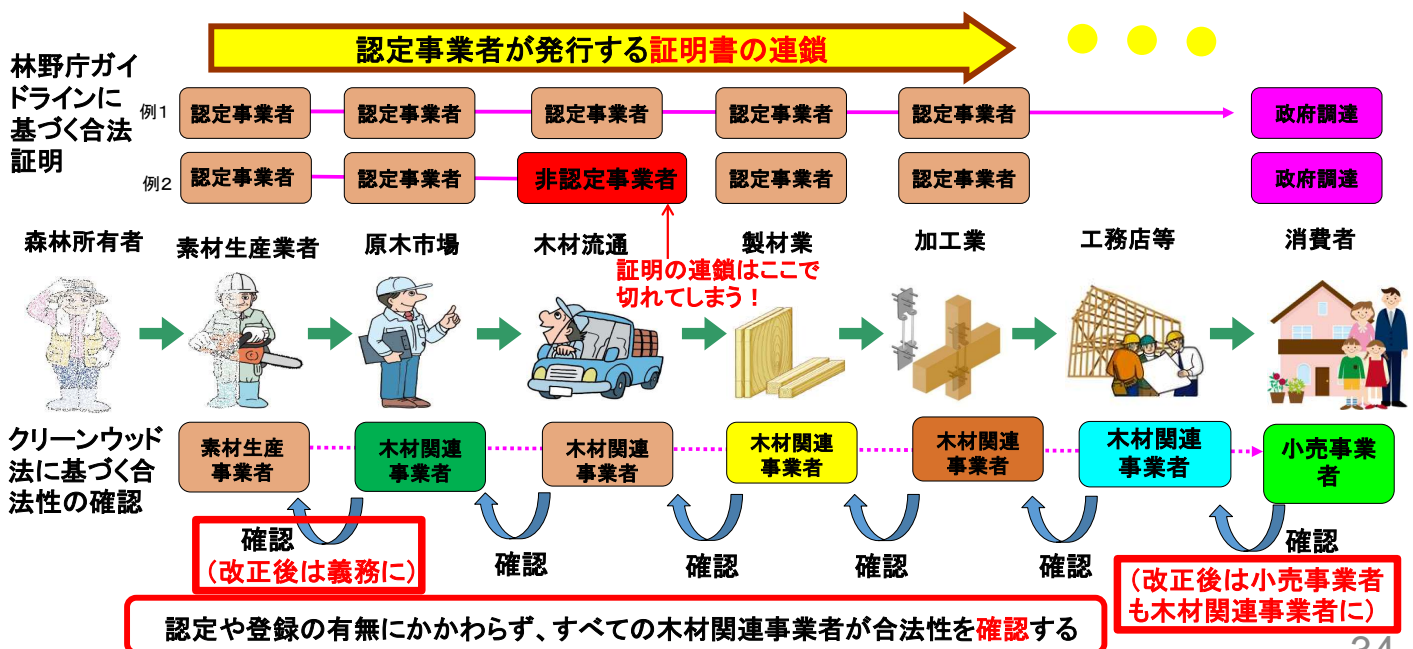
ガイドラインに基づく認定事業者が、従来通りの分別管理、書類管理・保存、責任者の選任を行い、合法証明書を発行することで、クリーンウッド法における「確認した木材」と認められる(第二種木材関連事業を行う者の場合)。 ※第一種事業者は、その他の情報も収集して確認することが必要。

※合法性の確認に活用可能な県産材認証制度については、クリーンウッド・ナビで確認すること

33

6. 補足説明 (ガイドラインの証明制度とクリーンウッド法の違い)

林野庁ガイドラインとクリーンウッド法の比較(サプライチェーンの観点から)



34

7. 登録制度について

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる。

1. 事業者が自ら手を上げて登録する(=義務ではない)
2. 「事業者は、…合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」(第5条)
→登録のあるなしに関わらず、すべての木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認を行う

登録の意義、メリット

- ✓ 環境意識の高い事業者として、市場から高い信頼
- ✓ 法的に位置づけられた事業者として、社会的評価が向上
- ✓ 消費者・事業者に対して信頼性の向上、企業ブランドの向上、無登録事業者との差別化
- ✓ 登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることが可能
- ✓ 国有林材のシステム販売物件を購入する際に有利(ポイント加算)
- ✓ 川下側の需要者(ゼネコン等)の関心(環境に配慮した木材調達)も高まっており、それらの要望に応える点からも、今後登録事業者の価値が向上することが予想される

「取引先の事業者から登録するようプレッシャーがかかっている、という話を聞くことが増えてきています。」(登録実施機関の担当者談)

35

7. 登録制度について

登録実施機関一覧

詳細は、クリーンウッドナビをご参照ください。
登録のご相談は、直接登録実施機関へお願いします。

- 1 (公財)日本合板検査会 <https://www.jp-pic-ew.net/cleanwood/index.shtml>
最も登録件数が多い。本部(東京)以外に全国7カ所に検査所あり
- 2 (公財)日本住宅・木材技術センター <https://www.howtec.or.jp/publics/index/116/>
第二種の登録のみ。建築・建設事業者向け
- 3 (一財)日本ガス機器検査協会 <https://www.jia-page.or.jp/wood/cleanwood/>
- 4 (一社)日本森林技術協会 <https://www.jafta.or.jp/contents/cw/>
県木連、県森連はここから登録を受けている。国産材限定
- 5 (一財)建材試験センター <https://www.jtccm.or.jp/biz/ninsho/tabid/683/Default.aspx>
新規登録受付はしていない
- 6 (一社)北海道林産物検査会 <http://hokurinken.jp/CW.html>

各登録実施機関のWebサイトのQRコード→

木材関連事業者の登録件数

【2024(令和6)年1月31日現在】(CWナビより)

- 第1種のみ登録：35件
- 第1種と第2種の両方登録：205件
- 第2種のみ登録：411件 合計：651件



36

7. 登録制度について

○登録の要件

- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**適切かつ確実に実施**することが求められる。
具体的には・・・登録申請時に、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載。
※体制の整備・・・分別管理や責任者の設置、記録の保存、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定（または既存の行動規範の見直し）等

○登録にかかる費用(参考)

- ①国に納付するもの：**登録免許税** 15,000円(申請者が各自で納付)
- ②登録実施機関に払う費用:(金額は、日本合板検査会の例(税別))
 - [登録時] ・**登録手数料**: 登録実施機関により異なる。
事業所数、第一種・第二種によって違いあり。(第一種・事業所数9以下の場合、32,000円)
ガイドラインに基づく合法木材の認定事業者の場合は手数料の割引あり。
 - [登録後] ・**更新手数料**(5年に1回更新) 11,000円
・**年会費**(2年目以降) 10,000円
※登録事項変更の際には、別途手数料が必要

○登録木材関連事業者の義務

- ・少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告
→**年度報告書**の提出
- ・登録実施機関が必要に応じて行う登録事項の確認(調査)に協力する義務

37

8. クリーンウッド法に関する情報サイト

クリーンウッド・ナビ (林野庁ホームページの中に開設)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



[コンテンツ]

クリーンウッド法の概要; 法律等、基本方針、合法性の確認等の取組方法、参考資料(過去の報告書等)
国別情報; 日本、インドネシア、アメリカ、カナダ、欧州連合(EU)、中国、ロシア、チリ、ニュージーランド、韓国ほか35か国
登録実施機関の情報、登録事業者一覧(検索機能付き)、法律の英語版など



クリーンウッド・ナビ トップページ



国別情報トップページ

38

8. クリーンウッド法に関する情報サイト

問合せ窓口

クリーンウッド法の関係法令に関すること

林野庁林政部木材利用課合法伐採木材利用推進班

ダイヤルイン: 03-6744-2496

FAX: 03-3502-0305

E-mail: cleanwood@maff.go.jp

クリーンウッド・ナビの掲載情報に関すること

クリーンウッド・ナビ問合せ窓口

TEL: 03-6758-2023

E-mail: cleanwood@ringyou.or.jp



← 普及資料の一部(パンフレット等)



← 普及キャラクター



クリーンウッド法に関する各種普及資料をお送りしますのでご利用ください... 県木連・全木連へご依頼ください

YouTubeチャンネル「**木材で街づくり**」でクリーンウッド法の紹介動画が見られます。

<https://www.youtube.com/channel/UCESOPHDk9QM-I7fZqSORldg>

39

9. クリーンウッド法の改正について

「クリーンウッド法の一部を改正する法律」の概要① (令和5年5月8日公布)

詳細はクリーンウッド・ナビに掲載

1. 背景

- 現行制度は、①事業者が合法伐採木材等の利用の努力義務を課すとともに、②合法性の確認等を行う木材関連事業者を第三者機関が登録する等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- 登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の総需要量の約4割。
- 違法伐採の根絶に向けて更なる取組の強化が必要。

法律改正に至るまでの議論(合法伐採木材の流通及び利用に係る検討会)はこちら
→ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html> (右のQRコード)
合法伐採木材の流通及び利用に係る検討会の「中間とりまとめ」はこちら
→ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/attach/pdf/210915-48.pdf>



2. 改正点(概要)

(1) 川上・水際の木材関連事業者(現行の第一種木材関連事業者とほぼ一致)による合法性の確認等の義務付け

川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等を受け取る際に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け

(2) 素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

上記(1)で義務付けされる合法性の確認が円滑に行われるよう、素材生産販売事業者に対し、木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を義務付け

40

9. クリーンウッド法の改正について

「クリーンウッド法の一部を改正する法律」の概要②

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加**

(4)その他の措置

○前記の(1)及び(2)に関し、主務大臣による指導・助言、勧告、公表、命令、**命令違反の場合の罰則等を措置**

○木材関連事業者が、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置等を明確化

○**一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告の義務付け**

その他のポイント

○今後、省令等で具体的・詳細な内容を示す予定。

○合法性確認に当たっては、引き続き**林野庁ガイドラインの取組を活用できることとして整理**

○合法性確認が義務化される第一種木材関連事業者も引き続き登録は可能

○**令和7年4月1日施行(政令で規定)**

○**施行後3年で施行の状況について検討し、必要な措置を講ずる。**

41

参考:改正法の条文

クリーンウッド法の対象事業者

※素材生産販売事業者及び小売事業者が追加

(定義)

第二条 この法律において「木材等」とは、木材(素材を含み、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

2 この法律において「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令(我が国の法令にあっては、条例を含む。)に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

3 この法律において「素材生産販売事業者」とは、自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業を行う者をいう。

4 この法律において「木材関連事業者」とは、次に掲げる事業を行う者をいう。

- 一 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。)をする事業
- 二 素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業
- 三 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、木材等を利用する事業であって主務省令で定めるもの

42

参考: 改正法の条文

木材関連事業者の義務①（合法性の確認）

※川上・水際の木材関連事業者が対象

（木材関連事業者による合法性の確認等）

第六条 木材関連事業者は、その事業として次の各号に掲げる行為をするときは、当該各号に規定する木材等について、その原材料情報の収集又は整理をし、当該原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）をしなければならない。

- 一 素材生産販売事業者からの素材（既に合法性の確認がされた素材であることが第八条又は第十三条第一項第五号の規定により伝達された情報により明らかであるものを除く。第九条において同じ。）の譲受け又は譲渡しの受託
- 二 外国において本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業者を営む者からの木材等の譲受け又は譲渡しの受託
- 三 自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の加工

2 前項の「原材料情報」とは、同項各号に規定する木材等の原材料である樹木についての次に掲げる情報をいう。

- 一 当該樹木の樹種及び当該樹木が伐採された地域
- 二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項に規定する届出書の写し若しくは原産国の政府機関により発行された当該樹木が樹木の伐採に係る当該原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書の写し又はこれらの写しに代わる当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報として政令で定める情報（書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十一条において同じ。）によって作成されたものに限る。）

43

参考: 改正法の条文

木材関連事業者の義務②（記録の作成及び保存、情報伝達）

※川上・水際の木材関連事業者が対象

（木材関連事業者による記録の作成及び保存）

第七条 前条第一項の規定により原材料情報（同条第二項に規定する原材料情報をいう。以下同じ。）の収集又は整理をした木材関連事業者は、主務省令で定めるところにより、当該原材料情報に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 前条第一項の規定により合法性の確認をした木材関連事業者は、主務省令で定めるところにより、当該合法性の確認をした木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるか否かの別及びその理由に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

（木材関連事業者による情報の伝達）

第八条 第六条第一項の規定により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者は、当該原材料情報の収集又は整理をした木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する記録に関する情報として主務省令で定める情報及び当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を、当該他の木材関連事業者に伝達しなければならない

44

参考:改正法の条文

木材関連事業者の義務③（定期報告）

※一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者が対象

（合法性確認木材等の量の報告）

第十二条 木材関連事業者（その事業としてする第六条第一項各号に掲げる行為に係る木材等の総量又は価額の総額が主務省令で定める基準以上である木材関連事業者に限る。）は、毎年一回、主務省令で定めるところにより、当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告しなければならない。

45

参考:改正法の条文

素材生産販売事業者の義務（情報提供）

※素材生産販売事業者が対象

（素材生産販売事業者による情報の提供）

第九条 素材生産販売事業者は、木材関連事業者に対して素材の譲渡し又は譲渡しの委託をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、当該木材関連事業者がする合法性の確認に資する情報を提供しなければならない。

46

参考:改正法の条文

木材関連事業者の判断の基準となるべき事項

※全ての木材関連事業者が対象

(木材関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第十三条 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（原材料情報の収集等、合法性の確認並びに第七条第二項の規定による記録の作成及び保存（第四十条第一項において「合法性の確認等」という。）を除く。以下同じ。）に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 合法伐採木材等の利用を確保するための**体制の整備**に関する事項
- 二 取り扱う木材等の中の**合法性確認木材等の数量を増加させるための措置**に関する事項
- 三 前号に掲げるもののほか、合法伐採木材等の利用を確保し、**違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置**に関する事項
- 四 木材等の譲受けをする場合において当該譲受けの相手方から伝達された第八条に規定する**情報の保存**に関する事項
- 五 木材等の譲渡しをする場合（第八条の規定により同条に規定する情報を伝達する場合を除く。）における当該譲渡しの相手方への当該**情報の伝達**に関する事項
- 六 その他合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項として主務省令で定める事項

2 (略)

47

参考:改正法の条文

附則（施行期日、検討）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

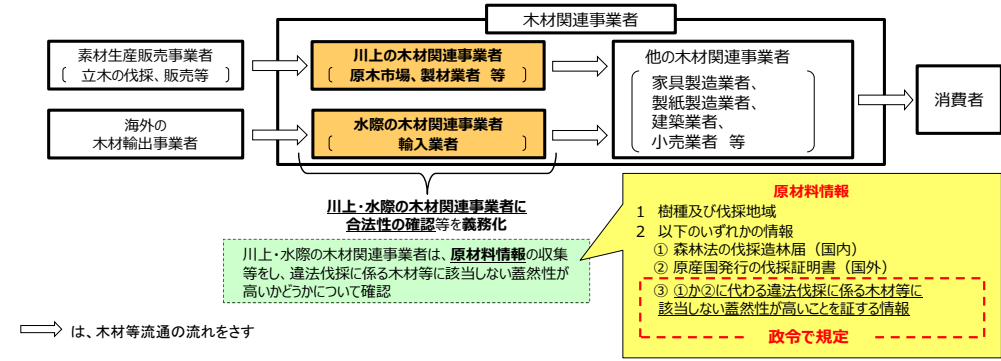
第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

48

改正クリーンウッド法に関する政令（原材料情報政令及び施行期日政令）の概要

- 【政令の内容】
- 1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（原材料情報政令）
 - (1) 国内材においては、森林法の伐採造林届に代わる情報として、森林経営計画書の写し、保安林伐採許可書の写し、国有林を伐採したことを国により証明された書類の写し 等
 - (2) 国外材においては、原産国発行の伐採証明書に代わる情報として、原産国の政府機関に準ずるもの（州政府等）や輸出国が発行した証明書の写し、原産国政府等に提出された届出書の写し 等
 - (3) (1) 及び (2) のほか、地方公共団体や主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が指定する者により合法性が確認されたと認証したことを示す情報（例：県産材証明や森林認証等）
 - 2 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（施行期日政令）
 クリーンウッド法の一部を改正する法律の施行期日を令和7年4月1日に定める

【原材料情報政令の位置付け】



参考：原材料情報政令の条文

（法第六条第二項第二号の政令で定める情報）

第一条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第二号の政令で定める情報は、次のとおりとする。

- 一 **森林法**（昭和二十六年法律第二百四十九号）**第十条の八第一項各号**（第七号、第八号及び第十号を除き、第十一号にあっては主務省令で定めるものに限る。）**の規定に該当して伐採されたことを証する情報、同法第三十四条第一項**（同法第四十四条において準用する場合を含む。）**の許可を受けたことを証する情報又は同項各号**（第八号を除き、第九号にあっては主務省令で定めるものに限る。）**の規定に該当して伐採されたことを証する情報**
- 二 **木材の安定供給の確保に関する特別措置法**（平成八年法律第四十七号）第五条第二項に規定する**認定事業計画**（法第六条第一項第一号又は第三号に規定する木材等の原材料である樹木（以下「国内樹木」という。）の伐採に係る部分に限る。）**の内容を証する情報**
- 三 **森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法**（平成二十年法律第三十二号）第五条第一項に規定する**特定間伐等促進計画**（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）、同法第十条第二項に規定する**認定特定増殖事業計画**（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）又は同法第十五条第二項に規定する**認定特定植栽事業計画**（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報
- 四 **地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律**（平成二十二年法律第七十二号）第四条第一項に規定する**地域連携保全活動計画**（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）**の内容を証する情報**
- 五 **森林経営管理法**（平成三十年法律第三十五号）第四十三条第一項の規定により市町村の長が同法第四十二条第一項に規定する**災害等防止措置**（国内樹木の伐採に限る。）**を講じたことを証する情報**
- 六 国内樹木の伐採に関して**地方公共団体がする処分**（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）**があったことを証する情報**
- 七 国内樹木の伐採に関して**地方公共団体に対してした届出**（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）**に係る情報**
- 八～十 （略）（※国外樹木に関する情報）
- 十一 **国又は地方公共団体により発行された、国若しくは地方公共団体が所有する国内樹木又は国若しくは地方公共団体から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業に係る樹木が伐採されたことを証する情報**
- 十二 **地方公共団体又は主務大臣が指定する者が、法第六条第二項第二号に規定する届出書の写し若しくは証明書の写し又は前各号に掲げる情報を踏まえ、同条第一項各号に規定する木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報**

9. クリーンウッド法の改正について クリーンウッド法の見直し等に関するロードマップ（案）

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	...	R10年度
法令の見直し	第一種 木材関連事業者 (合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録))				合法性確認等(デュー・デリジェンス)を義務化 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化	3 年後 検 証
	第二種 木材関連事業者 (合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録))				小売事業者を追加 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化	
	素材生産事業者等 (制度の対象外)				第一種事業者の求めに応じて伐採届等の 情報提供を義務化	
運用の改善 強化	人権遵守の推進	「人権尊重のためのガイドライン」の普及・指導等			クリーンウッド法(基本方針等)への位置づけ、 木材関連事業者による「人権尊重のためのガイドライン」 の実践	の 状 況 を 踏 ま え て 検 証 合 法 性 確 認 等 の 実 施 状 況 合 法 伐 採 木 材 等 の 流 通 等
	合法性確認等の 手法の明確化	フローチャート等作成	フローチャート等 (業界別)作成	木材関連事業者に対する制度の周知、研修等の実施		
	消費者等に対する普及	セミナーや展示会、SNS等の多様な媒体を通じてクリーンウッド法及び登録事業者の役割等に関する情報発信				
供給拡大	国産材 (R元) [3,100万m ³]	(R3) [3,400万m ³]			(R7) [4,000万m ³]	
	輸入材等	国産材の供給拡大(担い手の育成・確保、高性能林業機械の導入、路網整備、加工施設の整備等の推進)				
備考		G7サミット G7農業大臣会合				

51

改正クリーンウッド法についてのよくある質問(例)

CWナビに掲載の現行法のQ&Aはこちら

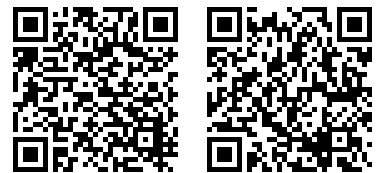
→ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4qa.pdf> (左のQRコード)

また、改正法に関するQ&Aは、CWナビの改正法説明会のアーカイブにあります

→ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-7.pdf>

(右のQRコード)

CWナビのQ&A等は更新される予定ですので、随時ご確認ください。



○質問例とその回答

(CW法: クリーンウッド法, GL: 林野庁ガイドライン)

Q1) 改正法では、第一種の登録はどうなるのか？

→ A4) 登録はできるが、登録要件は変更となる見込み(検討中)。ただし、すでにされている登録は維持される。

Q2) 改正法では、「一定規模以上の第一種事業者に定期報告を義務付け」とあるが、一定規模の基準は？また、いつから義務となるのか？(いつから報告用の記録を取っておく必要があるのか。)

→ A5) 一定規模の基準は、今後省令等で示される予定。検討の際は、把握すべき範囲と事務負担のバランスを考慮しながら設定する考え。

Q3) 第一種木材関連事業者が、GLに基づいて合法証明書を発行したら、「(「CW法に基づく・・・」との文言がなくても)合法性を確認し情報を伝達したことになるのか？(改正法で義務を果たしたことになるのか)

→ A7) 改正法における義務履行の詳細については、今後詳細を定め、お知らせしたいと考えています。

52

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)の施行状況について

令和5年11月6日

令和5年度 合法伐採木材利用促進全国協議会

林野庁 木材利用課

1

林野庁の取組（1）

事業者による合法性確認の取組に対する支援や、手引きの作成、専門委員会の設置のほか、木材流通における情報伝達の電子化の現状と課題等に関する調査、違法伐採関連情報等の提供を実施

- 事業者による合法性確認等に資する情報を収集し、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて発信
 - ・クリーンウッド法の制度解説、木材関連事業者の登録一覧、登録木材関連事業者の年度報告取りまとめ結果、合法性確認の先進事例等を掲載
 - ・主要な木材輸出国等における木材の伐採に関する法令情報等（現在35か国、随時更新）を掲載
- 合法性確認の能力強化
 - ・合法伐採木材等の利用を促進するための国・業界団体・登録実施機関等からなる協議会を開催（H29-R4：全国及び地方53回）
 - ・一般消費者も参加する展示会等を開催（同92回）
 - ・クリーンウッド法の普及、木材関連事業者の登録推進のための木材関連事業者向けのセミナーを開催（同385回、協議会及び業界団体主催合計）
 - ・令和5年度より合法性確認のための研修の実施、業種・品目別の手引き作成の支援

■ 林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>)



	協議会 (全国・地方)	イベント出展 (全国・地方)	木材関連事業者向け セミナー等
H29	—	—	91
H30	3	3	95
R1	7	3	90
R2	14	22	31
R3	14	30	40
R4	15	34	38
	53	92	385

2

林野庁の取組（２）

事業者による合法性確認の取組に対する支援や、手引きの作成、専門委員会の設置のほか、木材流通における情報伝達の電子化の現状と課題等に関する調査、違法伐採関連情報等の提供を実施

- 専門委員会の設置・運営
 - ・違法伐採問題や、木材におけるデュー・デリジェンスに関する実務等に知見を有する学識者、業界団体、NGO 等から構成される専門委員会を設置・運営し、クリーンウッド法の推進に関する助言を実施
- 合法性確認の能力強化のうち木材流通における情報伝達状況調査
 - ・合法性確認に関する情報伝達が木材取引の中でどのように行われているかを事業者へのヒアリング等により把握し、合法性確認に関する情報伝達の現状や課題、改善策を検討
- 合法性確認の手引きを作成
 - ・木材関連事業者が木材等の合法性の確認を行うための手引きを作成、公表。合法性確認手順フローチャートに沿ったチェックリストにより合法性の確認への活用が期待
- その他教育・広報活動
 - ・「木づかい運動」と連携した消費者に対する普及
- 関係者間の会議等
 - ・関係省庁連絡会議（年１回程度）
 - ・登録実施機関と関係省庁との意見交換会（年２回程度）
- 登録木材関連事業者に対する優遇措置
 - ・外構部の木質化対策支援事業における助成費の嵩上げ
 - ・JAS構造材実証支援事業において事業者が３件以上の補助申請を行う場合の要件
 - ・国有林野事業における販売事業や樹木採取権に係る公募審査における加算

3

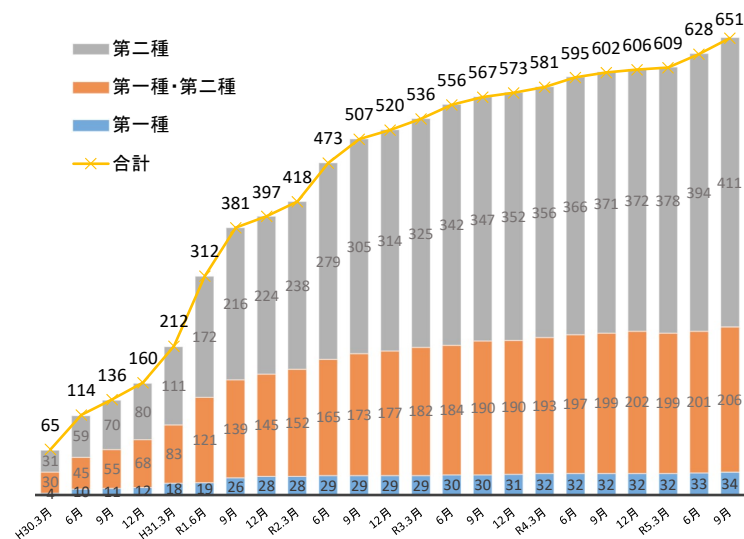
登録木材関連事業者数の推移（１）

- ・ H30年度末からR3年度末の間に木材関連事業者の登録件数は212から581と3倍近くに増加
- ・ 木材関連事業者の登録件数は650を超えたが、近年、伸びは鈍化
- ・ 登録実施事務等を担う登録実施機関は6機関

登録木材関連事業者の登録件数の推移

【令和5年9月末現在】

- 第一種のみ登録 : 34件
 - 第一種・第二種の登録 : 206件
 - 第二種のみ登録 : 411件
- 合計 : 651件



登録木材関連事業者数の推移（2）

【令和5年9月末現在】

北海道				東北				関東				中部				近畿				中国・四国				九州・沖縄			
種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II	種別	I	I, II	II
都道府県名				都道府県名				都道府県名				都道府県名				都道府県名				都道府県名				都道府県名			
北海道	3	23	19	青森県	0	4	3	茨城県	2	0	3	新潟県	1	3	7	三重県	0	2	8	鳥取県	0	1	5	福岡県	1	1	7
				岩手県	2	7	8	栃木県	0	4	7	富山県	1	3	6	滋賀県	0	2	9	島根県	0	2	3	佐賀県	0	1	3
				宮城県	0	4	7	群馬県	1	1	14	石川県	0	0	6	京都府	1	4	8	岡山県	2	6	9	長崎県	0	0	2
				秋田県	2	6	30	埼玉県	0	4	12	福井県	0	1	3	大阪府	1	13	21	広島県	0	3	9	熊本県	0	3	10
				山形県	2	2	5	千葉県	0	2	9	山梨県	1	1	1	兵庫県	0	2	14	山口県	0	2	3	大分県	0	4	1
				福島県	2	0	10	東京都	3	41	37	長野県	2	2	6	奈良県	1	5	5	徳島県	0	6	8	宮崎県	2	7	13
								神奈川県	1	4	10	岐阜県	1	7	7	和歌山県	1	4	3	香川県	0	2	8	鹿児島県	1	4	8
												静岡県	0	8	16					愛媛県	0	2	1	沖縄県	0	0	1
												愛知県	0	3	25					高知県	0	0	1				
計	3	23	19	計	8	23	63	計	7	56	92	計	6	28	77	計	4	32	68	計	2	24	47	計	4	20	45

出典：林野庁業務資料

5

登録木材関連事業者による合法性確認の状況（1）

- 登録木材関連事業者は、取り扱う木材のうち第一種で96%、第二種で92%について合法性が確認された木材を扱っている。（R3年度）
- 第一種登録木材関連事業者により合法性確認がされた木材の木材需要量に対する割合は44%に上昇。（R3年度）

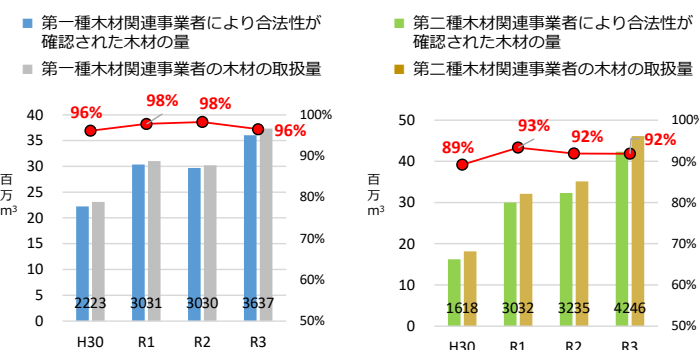
■ 第一種登録木材関連事業者によって合法性の確認ができた木材の量

	木材の種類と報告単位			
	丸太、合板等(m ³)	チップ、小片(BDT)	ペレット等(トン)	単板積層材、角材等(個・枚)
H30	7,789,150	6,759,282	25,358	0
R1	9,422,399	10,547,275	265,680	7,775,902
R2	15,652,810	6,439,231	207,848	14,849,401
R3	17,532,433	8,379,830	881,945	19,281,893

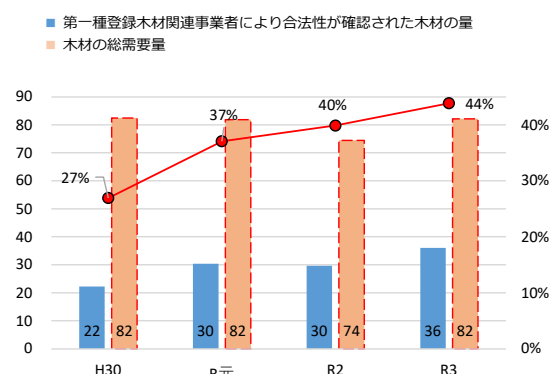
(取扱量:7,183,249)

※上記表においては、製材品、合板等から丸太への材積換算は行っていない。

■ 登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の割合



■ 第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量と木材需要量の比較



注：クリーンウッド法の対象となる木材と木材需給表の集計範囲が異なるため、「合法性が確認された量」と「総需要量」は一部異なる。

注：合法性が確認された木材の量は、第一種登録木材関連事業者によって合法性確認ができた木材の量のうち、m、BDT及びトンで報告されたものをm換算した値。

出典：木材需給表、登録木材関連事業者の年度報告とりまとめ結果、林野庁業務資料をもとに林野庁作成。

6

登録木材関連事業者による合法性確認の状況（2）

- 登録木材関連事業者が1年間に取り扱った木材等の取扱量と、取扱量のうち合法性を確認できた木材等を取りまとめ。
- 令和3年度における登録木材関連事業者が取り扱う木材等のうち、概ね9割以上で合法性が確認された一方、一部の伐採国、樹種において合法性が確認できた割合が低い種類の木材・木材製品が存在。

■ 第一種登録木材関連事業者による合法性確認の割合

（1）木材

- 国産材では、太宗を占めるスギ丸太のうち97%で合法性を確認。合法性確認に割合が低い樹種も見られた。
- 輸入材における合法性が確認された割合は全体で92%超
- 輸入材では一部の伐採国、樹種において確認の割合が低い種類が見られる
- チップ材、木質ペレットは、取扱量が増加している中で、伐採国及び樹種を問わず100%

（2）家具、紙等の物品

- フローリングは、ロシアからのものが低位であった。それ以外は大体の伐採国及び樹種で100%
- 木材パルプは伐採国、樹種を問わず100%である一方、製品としての紙（コピー用紙、塗工紙）は低位
- 輸入された棚、椅子、机等は、伐採国や樹種を問わず概ね低位

■ 第二種登録木材関連事業者による合法性確認の割合

（1）木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業

- 「木材」は、概ね90%前後であるが、丸太で確認の割合が低いものが見られた。
- 「家具、紙等の物品」は、多くの種類が90～100%であった。

（2）木材等を利用した建築、建設を行う事業

- 「木材」は、概ね95～100%、構造用合板など一部が80%程度。
- 「家具、紙等の物品」は、サイディングボード及びフローリングがいずれも90%以上。

（3）木質バイオマスを利用した発電事業

- チップ及び小片、木質ペレットとともに全量（100%）の合法性が確認された。

7

事業者による合法性確認の状況（令和2年度クリーンウッド法定着実態調査）

- 令和3年度に素材生産事業者及び木材関連事業者（第一種中心）に対するアンケート及びヒアリング調査を実施。回答数は素材生産事業者：217、木材関連事業者：744
- 第一種木材関連事業者のうち、6割の事業者が取扱量の10割（全量）について合法性を確認できたと回答

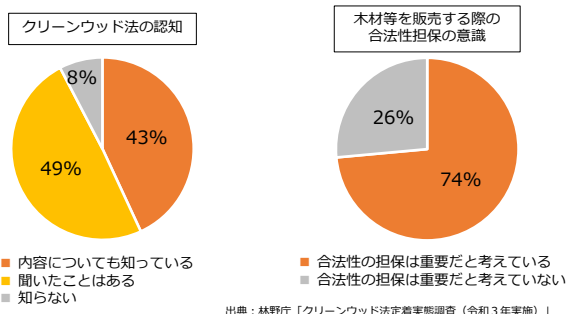
- 木材関連事業者の約9割がクリーンウッド法を認知しており、約7割が「木材等を販売する際に合法性を担保することが重要」と回答

- 約6割の第一種木材関連事業者が、取り扱う木材の全量について合法性を確認できたと回答（国産材、外材とも概ね同じ傾向）

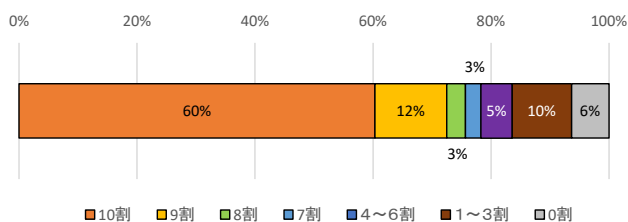
- 確認方法については伐採届等の行政書類を用いるものから独自の方法まで多様

- 54%の事業者は伐採届（受付印あり）等の行政手続き書類で、47%の事業者は森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者の認定番号の入った請求書や納品書等によって合法性の確認を行っていた。

■ クリーンウッド法施行後の木材関連事業者の意識



■ 合法性が確認できたとする第一種木材関連事業者（国産材）



8

普及促進のための事業

花粉削減・グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業（拡充）

<対策のポイント>

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、合法性確認の実効性の向上を図るため、事業者による合法性確認の取組に対する支援や、合法性確認実施者の養成、第三者の専門委員会設置による実効性確保のほか、違法伐採関連リスクの情報提供を実施します。

<事業の内容>

1. 合法性確認の能力強化等

①事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発

- 法に基づく合法性確認の実施、木材関連事業者としての体制整備等に取り組む木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する**研修等の実施**を支援します。
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する**業界団体等の関係者との意見交換会の開催**、消費者への**普及啓発**を支援します。

②合法性確認実施指導者養成、制度の周知（新規）

- 事業者の合法性確認を**指導・支援する人材の養成**及びデジタル化の促進等に向け、業界団体等に対する**ワークショップ**等を開催します。
- 法改正を踏まえた**制度の内容や運用に関するパンフレット等の作成**や**説明会**等を行います。

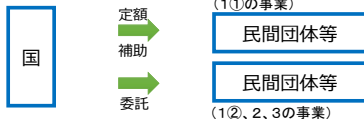
2. 専門委員会の設置・運営

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する**専門委員会**を設置し、**第三者的な立場から政府へ助言**を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。

3. 違法伐採関連情報等の提供

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、**リスク情報等に着目した国別・地域別の違法伐採関連情報の提供**及び掲載済み**国別情報の更新**を行います。
- 合法性確認木材の供給促進に活用可能な**制度等の調査・検討**を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(CW法)（平成29年5月施行）

- 国の責務【第4条】
 - 必要な資金の確保
 - 国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - 登録に係る制度の周知
 - 登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- 事業者の責務【第5条】
 - 木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- 指導及び助言【第7条】
 - 主務大臣は、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等を利用するための措置について、必要な指導及び助言をすることができる。

CW法の一部を改正する法律（令和5年5月公布）

- 主な改正内容
 - 川上・水際の木材関連事業者による情報収集、合法性の確認、記録の作成・保存、情報伝達の義務付け【第6～8条】
 - 素材生産販売事業者による情報提供の応諾義務【第9条】
 - 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者への定期報告の義務付け【第12条】

合法性確認の能力強化等【補助・委託】



専門委員会の設置・運営【委託】



違法伐採関連情報等の提供【委託】



花粉削減・グリーン成長総合対策のうち

木材需要の創出・輸出力強化対策（拡充）

【令和6年度予算概算要求額 22,150,000（16,142,891）千円の内数】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進や木質バイオマスの利用環境整備、木材製品の輸出の促進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和3年] →42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業

木の効果の見える化や、非住宅建築物の木造化に係る維持管理・コストに関する情報発信、都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者に対する相談窓口の体制強化等を支援します。

2. 木質バイオマス利用環境整備事業

林地残材の活用を更に促進するための効率的な収集作業システムの開発・実証、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組等を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

産地協議会の設置やセミナー開催等による木材輸出産地の育成、輸出拡大の意向のある木材事業者に対する専門家による助言を行う取組、海外での木造技術講習会の開催等を支援します。

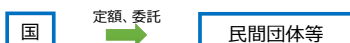
4. 「クリーンウッド」実施支援事業

事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援、合法性確認人材の養成、違法伐採関連情報等の提供等を実施します。

5. 国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

特用林産物の生産性向上等に取り組む生産者のモデル的取組、おが粉等の需給動向の把握、輸出先国のニーズ・制度等の情報収集、輸入きのこに係る簡易DNA鑑定技術の開発・実証等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 効果の実証情報収集・分析
- 普及資料の作成
- セミナーの開催等を通じた情報発信



木の効果の見える化



輸出先国における技術者を育成するため海外での講習会等を支援



木材関連事業者に対する研修を実施



林地残材の効率的な収集作業システムの開発・実証等を支援



地域内エコシステムのモデル構築や横展開の取組を支援



ICT機器設置による生産性向上



おが粉の需給動向の把握



輸出先国の情報収集

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

- 合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等を把握するため、令和3年9月から学識関係者や業界関係者等から成る検討会を開催。
- 木材関連団体やNGO等に対するヒアリング等を実施しつつ議論を重ね、令和4年4月に「中間とりまとめ」を整理。クリーンウッド法について一定の成果があったとした上で、課題や今後の方向性を指摘。

□ 検討会委員

青木 富三雄	(一般社団法人住宅生産団体連合会)
岡田 清隆	(日本木材輸入協会)
久保山 裕史	(国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所)
立花 敏(座長)	(国立大学法人筑波大学)
塚本 愛子	(公益財団法人高知県のいち動物公園協会)
飛山 龍一	(全国森林組合連合会)
松田 俊一	(一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会)
森田 一行	(一般社団法人全国木材組合連合会)

□ 開催状況(令和3年9月～令和5年1月)

【第1回】	令和3年9月29日	検討会メンバーからの話題提供(1)
【第2回】	10月11日	検討会メンバーからの話題提供(2)
【第3回】	10月25日	NGO等からのヒアリング(認定NPO法人 FoE Japan、(公財)世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)、(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)) 登録実施機関との意見交換概要報告
【第4回】	11月10日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング①((一社)全日本木材市場連盟、日本合板工業組合連合会、全国素材生産業協同組合連合会、国産材製材協会、日本集成材工業協同組合)
【第5回】	11月29日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング②(日本合板商業組合、(一社)全国建具組合連合会、(一社)日本建設業連合会、日本製紙連合会、(一社)日本型枠工事業協会、全国建設労働組合総連合)
【第6回】	12月10日	木材関連事業者・業界団体ヒアリング③((一社)日本家具産業振興会、(一社)日本木材輸出振興協会) 素材生産事業者等への調査報告
【第7回】	令和4年1月13日	これまでの議論の振り返り
【第8回】	3月2日	とりまとめの議論
【第9回】	令和5年1月23日	中間とりまとめ等を踏まえた見直しの方向性について報告

□ 「中間とりまとめ」の概要

主な課題	実効性確保に向けた今後の方向性
①制度への理解、木材関連事業者の参画が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ＜制度への参加者の拡大＞ ・普及活動等を通じ、制度に参画する木材関連事業者を拡大すべき。 ・第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化も選択肢。 ・消費者に対する普及は、「木づかい運動」等との連携も効果的。
②流通段階やリスクに応じたメリハリのある対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> ＜国内市場における木材流通の最初の段階での対応＞ ・国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要。 ・輸入木材等については、税関との連携なども検討すべき。 ・国産材については、素材生産事業者の関与も検討すべき。 ＜流通のその他の段階(川中・川下)での対応＞ ・川中・川下の木材関連事業者の役割は、合法性の確認情報の連鎖。 ・川中・川下の木材関連事業者や消費者から、川上に合法性が確認された木材等をしっかりと求めていくことが重要。 ＜リスクを踏まえたメリハリのある対応＞ ・輸入木材等については、違法伐採に係るリスク度合いを考慮した対応が重要。 ・国際機関やNGO等の情報も活用し、政府が伐採国に関する情報を収集し、木材関連事業者に分かりやすく提供すべき。
③事業者による合法性確認に関するルールが不明瞭	<ul style="list-style-type: none"> ＜合法性確認の手法の明確化＞ ・木材関連事業者が合法性の確認を行う際の内容やルール、手法について、政府が指針等を示すべき。 ＜合法性確認木材等とそれ以外の木材等の取扱い＞ ・合法性が確認された木材等を選択できる環境を整備する必要。 ・最終的には全て合法性が確認された木材等とすべきであるが、当面は分別管理を適切に行っていく必要。
④業界団体やNGO等との連携が必要	<ul style="list-style-type: none"> ＜CW法の執行等の仕組み＞ ・政府が合法性確認の実施状況を把握し、必要に応じて適切な措置をとる必要。 ・業界団体、NGO、有識者などとの連携が重要であり、それぞれの役割を明確にして取り組んでいくべき。
⑤木材関連事業者の負担への配慮が必要	<ul style="list-style-type: none"> ＜類似制度との整理＞ ・グリーン購入法及び林野庁ガイドライン等との整理を図る必要。 ＜デジタル技術の活用等＞ ・木材関連事業者の負担軽減のため、ペーパーレス化を含むデジタル技術の活用等に向けた行政による支援を検討すべき。

2023年 G7 広島サミットで採択された成果文書

○ G7 広島首脳コミュニケ(抜粋)

【パラ24(環境)・部分】

我々は、2030年までに森林の消失と土地の劣化を阻止し反転させるというコミットメントを改めて表明し、森林を始めとする陸域生態系の保全及びその回復を加速させるとともに、持続可能なバリューチェーン及びサプライチェーンを支援し、**持続可能な森林経営と木材利用を促進**することにコミットする。

○ G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ(抜粋)

【森林及び土地劣化(パラ10)】

我々は、ネット・ゼロで、気候変動に対し強靱で、循環型で、ネイチャーポジティブな経済の実現に向けて、森林をはじめとする陸域生態系の保全とその回復を加速させるとともに、**違法伐採対策を含む持続可能な森林経営と木材利用を促進**することにコミットし、また、持続可能な森林経営と木材利用の促進のために、国連食糧農業機関、国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関等の関連国際機関と協働する。

【建築物(パラ82)】

また、我々は、ライフサイクルを考慮した建物設計や、建物の改修・建設における循環性の考慮によって、**木材を含む持続可能な低炭素材料**や最終用途の機器の使用を向上させることや、従来型材料の生産を脱炭素化することが重要であると認識する。

○ G7 都市大臣会合コミュニケ(抜粋)

【建築物(パラ20)】

我々は、例えば、**木材を含む持続可能な低炭素材料の使用**や、冷暖房システムの脱炭素化、再生可能エネルギーを創出するための屋上への太陽光パネルの設置、屋上や壁面、その他空間の緑化、建築材料の循環、放置された建築物の活用や再生等の、より伝統的な手法から革新的な先端技術に至る様々な解決策の必要性を強調する。

1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- 現行制度は、①事業者が**合法伐採木材等の利用の努力義務**を課するとともに、②**合法性の確認等を確実にを行う木材関連事業者を第三者機関に登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7閣連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化が必要**。

2. 法律の概要

(1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

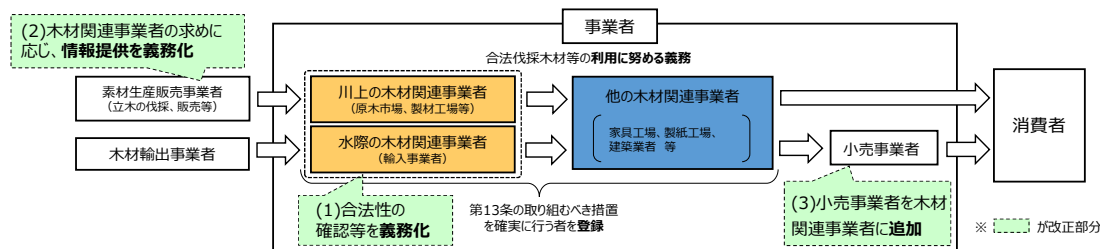
- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けることができるよう措置**（第2条第4項）。

(4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等**を措置（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、**合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置等**を明確化（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請**を措置（第12条、第41条）。

3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日



13

改正後の参考条文

木材関連事業者の義務①（合法性の確認）

※川上・水際の木材関連事業者が対象

（木材関連事業者による合法性の確認等）

第六条 木材関連事業者は、その事業として次の各号に掲げる行為をするときは、当該各号に規定する木材等について、**その原材料情報の収集又は整理をし、当該原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）**をしなければならない。

一～三 （略）

2 前項の「原材料情報」とは、同項各号に規定する木材等の原材料である樹木についての次に掲げる情報をいう。

一 当該樹木の**樹種**及び当該樹木が伐採された**地域**

二 **森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項に規定する届出書の写し**若しくは**原産国の政府機関により発行された当該樹木が樹木の伐採に係る当該原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書の写し**又はこれらの写しに代わる当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報として**政令で定める情報**（書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十一条において同じ。）によって作成されたものに限る。

現在バブコメ中 11/9まで

14

改正後の参考条文

木材関連事業者の義務②（記録の作成及び保存、情報伝達）

※川上・水際の木材関連事業者が対象

（木材関連事業者による記録の作成及び保存）

第七条 前条第一項の規定により原材料情報（同条第二項に規定する原材料情報をいう。以下同じ。）の収集又は整理をした木材関連事業者は、主務省令で定めるところにより、当該**原材料情報に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存**しなければならない。

2 前条第一項の規定により合法性の確認をした木材関連事業者は、主務省令で定めるところにより、当該合法性の確認をした木材等が**違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるか否かの別及びその理由に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存**しなければならない。

（木材関連事業者による情報の伝達）

第八条 第六条第一項の規定により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者は、当該原材料情報の収集又は整理をした木材等について**他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する記録に関する情報として主務省令で定める情報及び当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を、当該他の木材関連事業者に伝達**しなければならない

15

改正後の参考条文

木材関連事業者の義務③（定期報告）

※川上・水際の木材関連事業者が対象

（合法性確認木材等の量の報告）

第十二条 木材関連事業者（その事業としてする第六条第一項各号に掲げる行為に係る木材等の総量又は価額の総額が主務省令で定める基準以上である木材関連事業者に限る。）は、毎年一回、主務省令で定めるところにより、**当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告**しなければならない。

16

改正後の参考条文

木材関連事業者の判断の基準となるべき事項

※全ての木材関連事業者が対象

(木材関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第十三条 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（原材料情報の収集等、合法性の確認並びに第七条第二項の規定による記録の作成及び保存（第四十条第一項において「合法性の確認等」という。）を除く。以下同じ。）に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 合法伐採木材等の利用を確保するための**体制の整備**に関する事項
- 二 取り扱う木材等のうちの**合法性確認木材等の数量を増加させるための措置**に関する事項
- 三 前号に掲げるもののほか、合法伐採木材等の利用を確保し、**違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置**に関する事項
- 四 木材等の譲受けをする場合において当該譲受けの相手方から伝達された第八条に規定する**情報の保存**に関する事項
- 五 木材等の譲渡しをする場合（第八条の規定により同条に規定する情報を伝達する場合を除く。）における当該譲渡しの相手方への当該**情報の伝達**に関する事項
- 六 その他合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項として主務省令で定める事項

2 （略）

17

改正後の参考条文

附則（施行期日、検討）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

18

2023 年度（令和 5 年度）『クリーンウッド』実施支援事業のうち 「事業者による合法性確認能力強化、消費者等への普及啓発」の概要

1 趣旨

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が平成 29 年 5 月 20 日施行され、同年 11 月からは、本法に基づいて、登録実施機関による木材関連事業者の登録が始まった。

合法伐採木材の利用及び流通を促進するためには、木材関連事業者及び素材生産業者等がクリーンウッド法に基づく合法性確認（デュー・デリジェンス）について理解し、体制整備を含む合法性確認の能力を向上させることが重要となっている。また、事業者や消費者に対し本制度の意義を普及し、合法性が確認された木材等が選択、利用される機運を醸成することが必要となっている。

2 事業の目的

木材及び木材製品を製造・加工・販売等をする者又は木材を使用して建築等をする木材関連事業者が行う合法性確認についての能力を向上させ、消費者等への普及啓発を通して、合法伐採木材の流通及び利用を促進するため以下の事業を実施する。

- (1) クリーンウッド法に基づく合法性確認について理解し、合法性確認能力の向上を図る研修を効果的に実施するための検討委員会を開催する。
- (2) 木材関連事業者等を対象とし、クリーンウッド法（以下、「CW 法」）に基づく合法性の確認手法や、登録木材関連事業者となるための手続き等を説明する研修を林野庁ガイドラインに基づく合法木材認定団体単位で開催する。
- (3) 合法伐採木材の利用を促進するため、全国レベル、及び都道府県レベルで協議会（意見交換会）を開催する。
- (4) 合法伐採木材の利用促進に向けた全国レベル、地方レベルでの普及啓発を実施する。
- (5) 事業の実績について報告書を取りまとめ、関係中央団体及び都道府県木協連等に配布する。

3 事業の内容と計画（実施状況）

- (1) 検討委員会の開催
〈実施目的〉

合法性確認能力の向上を図るための研修を効果的に実施するため、学識経験者、NGO 等による検討委員会を開催する。

〈開催回数と場所〉

3回、東京にて開催（第1回を7/20、第2回を8/29に開催）

〈委員の構成と人数〉

- ・学識経験者
- ・環境 NGO 等の合計5名程度

〈議題内容〉

- ・研修の実施方針の検討
- ・研修資料の構成・内容の検討
- ・効果的な研修の実施についての検討、意見交換 等

（2）研修会の開催

〈実施目的〉

木材関連事業者がクリーンウッド法に基づき合法性の確認を行う際の手順、ポイント等に関する研修会を開催し、確認能力の向上を図る。

〈実施体制〉

林野庁の指導を受け、都道府県木連等の林野庁ガイドラインに基づく合法木材認定団体により実施する。実施団体からの要請に応じて、専門家を派遣する。

〈開催回数と場所〉

全国25カ所程度で開催（（4）の普及啓発の中で実施する研修も含む。）

〈主な内容〉

- ・CW法の概要についての解説
- ・デュー・デリジェンスの考え方の解説
- ・CW法に基づく合法性確認等のためのツールの紹介、確認を行う際のポイント等の解説
- ・登録の仕組みと登録を受ける際の留意点
- ・CW法の最新動向 等

（3）全国レベル及び都道府県レベルの協議会（意見交換会）の開催

〈実施目的〉

合法伐採木材の利用を促進するため、認定団体等による協議会（全国協議会及び地方協議会）を開催する。

〈実施体制〉

（全国協議会）

全木連が林野庁の指導を受け実施

(地方協議会)

各都道府県や既存の認定団体等の単位で開催

〈開催回数と場所〉

(全国協議会)

1回、東京で開催(11/6に開催)

(地方協議会)

全国10カ所程度で各1回(地方協議会)

※地方協議会は、意見交換会としての開催も可能

〈議題内容〉

(全国協議会)

- ・国からの情報提供
- ・CW法の運用の課題に関する情報交換
- ・川下の木材関連事業者の取組の動向に関する情報交換
- ・合法伐採木材の利用促進に向けた検討等

(地方協議会)

- ・全国協議会での議論内容の情報提供
- ・合法伐採木材等を利用する事業者・消費者への普及手法等に関する意見交換及び意識の共有

〈参画機関〉

(全国協議会)

- ・林野庁ガイドラインに基づく認定団体
- ・川下(建築・建設)の木材関連事業者団体
- ・登録実施機関
- ・環境NGO
- ・林野庁、経済産業省、国土交通省(オブザーバー)

(地方協議会)

- ・林野庁ガイドラインに基づく認定団体
- ・川下の木材関連事業者に普及啓発活動を実施している団体
- ・都道府県行政機関(オブザーバー)

(4) 消費者等に向けた普及啓発

(全国レベル)

〈実施内容〉

下記の展示会に出展し普及活動を実施する。

- ・ウッドワンダーランド2023(10月、ポートメッセなごや)

※日本木工機械展の併催行事

- ・ Japan Home & Building Show 2023 (11月、東京ビッグサイト)
- ・ WOOD コレクション (モクコレ) 2024 (令和6年1月、東京ビッグサイト)

〈展示内容〉

- ・ CW 法の目的と事業者・消費者の役割
- ・ 木材関連事業者の責務と取組の状況
- ・ 登録制度の紹介 等
(都道府県レベル)

〈主な内容〉

過去に作成したコンテンツ、独自に作成したコンテンツ等を活用して都道府県レベルで事業者や消費者等に向けた普及啓発を実施する。

- ・ CW 法に基づく合法性確認の解説、CW 法普及セミナーの開催
- ・ イベント・展示会等の開催、出展等

(5) 事業報告書の作成

1年間の事業成果を集約した報告書を作成し、関係中央団体、都道府県木協連等に配布して、CW 法に基づく合法性確認の理解促進、合法伐採木材の利用推進の資料とする。

〈参考〉

全木連が実施するクリーンウッド法関連のその他の事業

1 業種・品目別の合法性確認手引き作成 (林野庁補助事業)

概要：国産材原木を購入する第一種木材関連事業者が、合法性の確認を行う際に使用するための手引きを作成する。作成に当たっては、過年度に作成された「クリーンウッド法における合法性確認 (デュー・デリジェンス) 手引き」を基にする。

林野庁補助事業

令和5年度
事業者による合法性確認能力強化、消費者等への普及啓発
報告書

2024（令和6）年3月

一般社団法人全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F
TEL：03-3580-3215 FAX：03-3580-3226
URL：<https://www.zenmoku.jp>